

平成30年玉村町議会第2回定例会会議録第1号

平成30年6月5日（火曜日）

議事日程 第1号

平成30年6月5日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
 - 日程第 5 報告第 1号 平成29年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第 6 報告第 2号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第 7 議案第43号 玉村町税条例の一部改正について
 - 日程第 8 議案第44号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 日程第 9 議案第45号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第46号 玉村町介護保険条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第47号 玉村町立公園条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第48号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第13 議案第49号 財産の取得について
 - 日程第14 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小林一幸君 | 2番 | 新井賢次君 |
| 3番 | 原利幸君 | 4番 | 月田均君 |
| 5番 | 渡邊俊彦君 | 6番 | 柳沢浩一君 |
| 7番 | 備前島久仁子君 | 8番 | 三友美恵子君 |
| 9番 | 浅見武志君 | 10番 | 石川眞男君 |
| 11番 | 宇津木治宣君 | 12番 | 石内國雄君 |
| 13番 | 高橋茂樹君 | | |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------|--------|
| 町長 | 角田紘二君 | 副町長 | 古橋勉君 |
| 教育長 | 角田博之君 | 総務課長 | 石関清貴君 |
| 企画課長 | 中野利宏君 | 税務課長 | 齋藤修一君 |
| 健康福祉課長 | 舛田昌子君 | 子ども育成課長 | 萩原保宏君 |
| 住民課長 | 齋藤善彦君 | 環境安全課長 | 高柳功君 |
| 経済産業課長 | 齋藤恭君 | 都市建設課長 | 高橋茂君 |
| 上下水道課長 | 倉林教夫君 | 会計管理者兼会計課長 | 金子忠雄君 |
| 学校教育課長 | 大堀泰弘君 | 生涯学習課長 | 宇津木雅彦君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-----------|-------|------------|-----|
| 議会事務局長 | 田村進 | 庶務係兼議事調査係長 | 岡部敦 |
| 庶務係兼議事調査係 | 平野里都子 | | |

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 着席願います。おはようございます。

平成30年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、平成30年玉村町議会第2回定例会が招集されましたところ、何かとご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対し、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決に達せられますよう切望するところであります。

また、今定例会には12名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

梅雨の季節を迎えますが、議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施されました監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、1番小林一幸議員、2番新井賢次議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る5月29日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。平成30年玉村町議会第2回定例会の日程をご報告させていただきます。

平成30年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る5月29日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から6月13日までの9日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、報告2件、条例の一部改正や補正予算に関する議案等7件の9議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。その後、町長より報告第1号及び報告第2号の2件について報告があります。続いて、議案第43号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第44号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第45号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第46号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第47号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第48号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第49号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程2日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程4日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程5日目及び6日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程7日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程8日目は、事務整理日のため休会となります。

日程9日目は最終日とし、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から議会全員協議会が開催されます。その後、本会議を午後2時30分に開議し、各常任委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行います。最後に、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成30年玉村町議会第2回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から6月13日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月13日までの9日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告について議題といたします。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） それでは、総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、平成30年5月17日、木曜日、午後1時45分から午後3時40分。

場所ですが、ぐんま暮らし支援センター、NPO法人ふるさと回帰支援センター内にあります。場所は、東京都千代田区有楽町2-10-1、東京交通会館8階、NPO法人ふるさと回帰支援センター内にございます。

視察内容、移住・定住促進について。

出席者、委員長は私、副委員長、月田委員、原委員、三友委員、宇津木委員、石内委員、そして高橋議長であります。

随行者、田村局長、岡部係長のお二人でございます。

対応者、NPO法人ふるさと回帰支援センター理事長、高橋公氏、ぐんま暮らし支援センター相談員、藤田正治氏、相談員、中野裕香氏でございました。

調査経過。ふるさと回帰支援センターについて。ふるさと回帰支援センターは、ふるさと暮らしを希望する生活者の増加という時代の要請を受け、2002年に全国の消費者団体、労働組合、農林漁業団体、経営団体、民間団体や有志などが一堂に集い、NPO法人として設立され、2012年に現在の場所(有楽町の東京交通会館内)に移転いたしました。正式の名称は、特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターであります。役員、顧問20名、職員数70名で業務を行っております。

主な業務内容。地方移住者への相談業務、会員自治体の移住情報発信業務。各種田舎暮らし、移住セミナーの開催、2017年には485回の開催があったそうです。以下、記載のとおりであります。

次に、回帰センター内のブースの出展状況ですけれども、展示パネル資料コーナーが設置してござ

いまして、6県25市町村で出展しておりました。専属相談員の配置は5府県、専属相談員、相談窓口スペースの設置は34道県1市、このブースに群馬県も出展しておりました。

回帰センターの活動ですけれども、移住希望者向けの情報発信、以下記載のとおりであります。それと、自治体向けのノウハウ提供、これについても以下記載のとおりでありまして、移住相談の流れですが、この図示したとおりでございます。

移住希望者の動向。来訪者、問い合わせ数は、2008年には2,475件でありましたが、2017年には3万3,165件だったそうでございます。利用者の年代別では、近年は若い世代が増加し、20代から40代で7割以上であります。以下、記載のとおりであります。また、移住には受け皿として、仕事、住まい、応援団が大切だという話をされておりました。

考察といたしまして、人口減少が進む中、玉村町は総合戦略を策定し、若者から高齢者まで幅広い世代の転入と活躍を促す生涯活躍のまち実現に向け取り組んでいるが、こうした取り組みは全国的に行われており、自治体同士の受け入れ競争状況であることは否めません。移住、定住を推進するためには、東京からも比較的近く、周辺市への通勤に便利で、子育てしやすい町の魅力を具体的にイメージしやすい方法で情報発信していくことが必要と考える。また、空き家バンクや移住コーディネーターを初めとした受け皿を整備し、ふるさと回帰支援センター等も十分活用して積極的に事業を行い、町の人口減少抑制につなげていくことに期待する。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

柳沢浩一民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇民生文教常任委員長（柳沢浩一君） それでは、閉会中の民生文教常任委員会の事務調査について報告を申し上げたいと思います。

本委員会は、平成30年5月8日、午前10時から午前11時45分まで、埼玉県は小江戸として名立たる川越市へ行ってまいりました。その中で、川越市が実施をしている介護支援いきいきポイント制度というものについていろいろご指導あるいは勉強してきたところであります。

出席者につきましては、委員長以下、そしてまた議長にもオブザーバー参加をしていただきました。ごらんをいただきたいと思います。

また、対応者につきましては、川越市の副議長がご挨拶をしていただきまして、以下、高齢者いきがい課等々の関係者が対応していただきました。

調査経過についてですが、川越市は、既にご案内のとおり、大正11年、県内で最初の市制を施行したという大変古いまちであります。そして、人口は約35万ちょっとと、単純に言うと玉村町の10倍ぐらいの規模を持っている、埼玉県でも有数の都市であるということでございます。平たんな、

そして田園や、あるいは山林等も散見されるのどかなところだというふうに思ったところでもあります。

川越市は高齢化率26%ということで、玉村町では現在高齢化率23%ではありますが、1年に1%ずつ上がっている現状であります。

事業導入の経緯については、川越市では、平成19年度に東京都稲城市で開始をされた介護支援ボランティア制度を契機として、各自治体において介護予防を主目的とした取り組みが広がり始めた。川越市でも、高齢者の増加とともに、元気な高齢者もいるわけでありまして、その元気な高齢者の皆さんに対する生きがいづくりの一つとしてもこの制度を活用していく、そして何らかのポイントを付与して、それを将来自分のために使う。あるいはまた、川越市では特に、私が若干失念している部分があるかとも思いますけれども、非常に低い金額ですが、現金を付与するというふうな制度になっていたというふうに思っております。

事業実施の検討ということですが、登録をしている高齢者が、事業の登録施設、事務所等で行った要介護者等へのボランティア活動に対して、実績を勘案してポイントを付与し、その高齢者の申し出によってポイントを交換できる制度と、こういうことでございます。

そして、ポイントを付与する際には、集計用の手帳などを効果的に活用することで活動意欲の向上につなげる、活動実績を見える化することで目的の達成を図る必要があるということでございます。

そして、ボランティア活動を始めるきっかけや、元気な高齢者の皆さんが地域へ出て活動の場を広げる、そういう機会にしていきたいということが主たる目的であり、同時に、介護を必要とする高齢者にとっても、いろんな、皆さんのそうした活動を受けることができるということで大変プラスになるというところでもあります。

事業概要については、介護保険法に規定する地域支援事業と、高齢者が自身の介護予防に資する、要介護者等への支援を通じて社会貢献することを支援すると。つまり、高齢者自身が、自分もいろいろ地域社会に貢献するという、そういう気持ちというか、そういうありようが大事だというふうに言っているというふうに思います。

次に、ポイントの交換ということですが、翌年度に、本年活動したものを、来年度について、対象者がポイント交換申請書を手帳とともに管理機関へ提出、交換要件を確認し、交換確定通知送付後、活動奨励金や市の特産品との交換を実施いたしております。

対象者についてでありますけれども、第1号被保険者で、市に居住し、登録に関する研修を受講していることなどの要件を満たす方ということになっております。

それで、まず特徴的だと思ったのが、いわゆる社協か何かに仲介をする、間に入る方がいて、双方をめぐり合わせて、そうしてその方のところに伺って支援をするということではなくて、川越市のこの事業においては、それぞれのボランティアの方が施設に所属をするとか、施設にみずから行って支援をしたいと、活動をしたいということを申し出て、施設の食事の用意あるいは下膳など、いろいろ、そういったさまざまなことに、まずできることをやっていただくということが特徴的だなとい

うふうに思いました。

また、事業費の内訳なのですが、ここに出ていますが、260万円余りと、29年度、見込みですが、623万円と、30年度も623万円の要求をしておりますが、これは大分、決算は、予定、見込みよりも低くなっているのですが、それについては、やっぱり、ボランティアをしたのだけれども、活動をしたのだけれども、受け取らない方も結構、やっぱりいるそうなのです。そういった意味で、本当に自分自身のために、自分の生きがいのために、65歳以上の元気な方がボランティアをしていただいているというふうにも思っております。

登録者数でありますけれども、28年度151名、平成29年度は355名と飛躍的に増加をいたしております。

そういった意味で、その下の欄にポイント交換実績とありますが、42名の方しか、これでポイントの交換というか、対価を求めているというところが一つの特徴的なところかなというふうに思います。

最後になりますが、考察ということで、今、結構、この制度は全国的にというか、群馬県でもやっているところもあるのではないかと思いますけれども、つい過日、玉村町でも、玉村町の地域通貨というふうな形でこうした制度を始めるというふうな意向を聞いた、計画か何かか、聞いた気がいたしますけれども、元気な高齢者も大勢いるわけですから、ぜひともそうした高齢者の生きがいづくり、そして居場所のためにも、そしてそのことが介護の必要な高齢者にとってより有効になるだろうということも思いますので、私はこうした制度はいろいろ違うと思いますけれども、変わった部分があるのかと思いますけれども、玉村町でもこうしたボランティア制度というものを発足していくことがある意味望まれているのではないかとこのように思っております。

雑駁ですが、終わります。ありがとうございました。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 報告第1号 平成29年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第6 報告第2号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、報告第1号 平成29年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと日程第6、報告第2号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これより2件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 皆さん、おはようございます。平成30年玉村町議会第2回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

現在、町に広がる約590ヘクタールの麦畑が収穫期を迎え、黄金のじゅうたんのように広がっております。この美しい風景をぜひ町外の方々に知っていただきたく、麦秋の郷のPRを行っているところであります。先週末には都内からこの麦秋の郷や水辺の森を散策するバスツアーも訪れ、多くの方々に楽しんでいただきました。今後も、町の魅力として発信していきたいと考えております。

さて、本定例会は、本日より開会し、6月13日までの9日間、9議案につきまして提案させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、一般質問では、12人の議員から町政全般について質問をいただいておりますが、誠心誠意議論を尽くしてまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げます、早速説明に入らせていただきます。

報告第1号 平成29年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成29年度補正予算で繰越明許費として議決された事業について、平成30年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、町道220号線道路改良事業、景観まちづくり事業、文化センター周辺まちづくり事業の3事業で、繰越総額は9,557万3,454円でございます。

次に、報告第2号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成29年度補正予算で繰越明許費として議決された事業について、平成30年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業でございますが、福島・下新田地区幹線整備事業、樋越地区幹線整備事業、五料・飯倉地区幹線整備事業及び下之宮地区幹線整備事業の計4事業でございます。事業ごとの繰越額及び財源内訳は繰越計算書のとおりでございますが、繰越総額は1億486万5,600円で、財源内訳は、国、県支出金が3,424万5,000円、地方債が7,020万円、一般財源が42万600円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で繰越明許費繰越計算書の報告を終了いたします。

◇

○日程第7 議案第43号 玉村町税条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第7、議案第43号 玉村町税条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第43号 玉村町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日付法律第3号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の概要ですが、固定資産税に関して、わがまち特例の導入による改正に伴い、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した償却資産の課税標準を3年間ゼロとするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） この条例を施行するに当たって、町の導入計画が必要になってくるかと思うのですが、その導入計画の作成状況等はどうかしておりますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 生産性向上の導入計画ということでございますけれども、現状、法案が参議院を通過し、公布の日が待たれるという現状でございます。町の計画につきましては、国の指針が決定され、それに合うものに沿って作成するという必要がございます。その指針といったものが、正式なものが出次第、町でも作成させていただきまして、できますれば今月あるいは遅くとも7月初めぐらいまでには町のほうの計画といったものを作成させていただきたいというふうには考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 国の指針が正しいものが出たらということですが、今現在、税法の改正だとか、いろんところのほうでは概略が、結構内容が出ています。そうすると、ほとんど正式のものになるものが出ているのだと思うのですが、その辺のところ、もう既に準備段階で、検討はしておるのでしょうか。時期が来ればぱっと出せるような、その辺のところはどうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 国の指針といったものがこんな形のものという、正式なものではご

ございませんけれども、示されてきているものもあるようでございます。それに沿いまして、現在、それに合うような形の町の計画といったものを現状作成させていただいているという現状でございます。以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 8 議案第 4 4 号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 8、議案第 4 4 号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 4 4 号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、厚生労働省令の改正に伴い、玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

改正点は 2 点ございまして、まず 1 点目は、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところを、教員免許の更新を受けていない場合であっても、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、「学校教育法の規定により教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者」に改正し、資格要

件を明確化するものでございます。

2点目は、放課後児童支援員の基礎資格等について学歴要件を拡大するもので、現行の「一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者」の対象を拡大するため、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を新設するものです。現在は高卒以上が必須条件でございますが、改正後は中卒者であっても一定の実務経験があれば放課後児童支援員になることができる道を開くものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 改正案のほうでお伺いいたします。

これからの改正案については、教育の免許、教員免許を持っている者あるいは5年以上実務に携わった者ということで、ということは、これから始めたいという、支援員を希望して、やりたいという場合は必ず、まだ1年目であれば、教員の免許を持っていないといけないということになりますか。5年以上の方に関しては、もう既に実務経験があるので、町長が認めるものはいいとして、これから初めて、始めたいという方に関しては、免許を持っていない場合はいけないということになりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 放課後児童クラブの運営に当たっては、1施設当たり2人以上の支援員を置くことになっておりますけれども、この支援員となるためには、まず支援員を受ける資格が必要なのですけれども、この資格については、保育士であったり、社会福祉士であったり、高卒で2年以上の資格を有している、または大卒で特定の学科を専攻して、それが修了している者という、その基礎資格があって、その上で群馬県、都道府県知事の行う研修を受けた者が支援員となるわけでございます。その研修を受けて、資格を取るための基礎資格ということですので、教員免許を持っていればその研修を受ける資格があるということです。高卒であれば実務経験が2年以上、これまで中卒者であった場合には都道府県知事の研修すら受けることはできなかったのですけれども、地方分権によります、地方からの提案によりまして、中卒者であっても有能な方がいるということで、中卒者であっても5年以上の実務経験があれば、都道府県知事の研修を受けて支援員になるということができるといっていただけます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 放課後児童支援員は2015年4月から始まって、2名以上の支援員を置かなければならないと。その資格は、先ほど課長がおっしゃいましたように、保育士の資格、社会福祉士の資格、高卒以上の学歴や2年以上の児童福祉事業の勤務経験、教員免許を持っている、大学か大学院で社会福祉学、教育学など該当する課程を修め、卒業している、大学にて該当する学科の単位を取得し、大学院への入学が認められている、高卒以上に該当する学歴、2年以上学童保育の仕事の経験があり、市町村長の許可があると、この資格を持って、都道府県が実施している研修を受けて指導員になることができると。要するに、今度のこの一部改正は、高卒以上という学歴要件を取り外して、2年以上ではなくて5年以上になるということになるわけですか。それで、要するに、5年以上の経験があれば、はっきり言って学歴は問わないということになるわけですがけれども、そういう状況というのが現存する可能性は当町にあるのでしょうか。その2点についてお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 現在放課後児童クラブで働いている構成員といたしますか、その中でも支援員を持っている方もいるのですけれども、実際は全て高校卒業以上の方ということでございます。中には資格を現在持っていないという方もございますけれども、例えば2年以上実務経験があれば研修を受ける資格がありますので、資格を取得することができるというわけでございます。現在、中卒者で児童館で働いていらっしゃる方はおりません。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 要するに、今までは高卒以上、2年ということで実務経験があると、市町村長の許可があると、これに新たに先ほどの条項を加えていくということで、できる条項ですよ。だから、そういう人がいっぱいいるということじゃなくて、これは全国的なことなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） これは、地方分権の関係で、地方から提案がありました。全国の中で3つの市から提案がありまして、先ほど申し上げたとおり、支援員になるためには高卒以上、最低限そこまでが必要だったのですけれども、実際は、中には中卒者の方で、経験豊富で能力の高い方もいらっしゃる、そういう方々についても支援員になる道を開くというものでございまして、厚生労働省で定めた基準に沿って市町村は条例で定めるということになっておりますので、玉村町でも門戸を広げるといってございまして。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第9 議案第45号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第9、議案第45号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第45号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、認定子ども園法の一部改正に伴いまして、本条例の当該改正箇所の引用に条項ずれが生じたため、当該改正に合わせて改正するものでございます。内容に変更はありません。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 10 議案第 46 号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 10、議案第 46 号 玉村町介護保険条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 46 号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成 30 年 3 月 22 日付で介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、8 月 1 日から施行されることに伴い、現行の玉村町介護保険条例中、介護保険法施行令の改正条項を引用している条項があるため、改正の必要が生じたものでございます。

法改正の概要につきましては、介護保険の自己負担割合及び高額介護サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上設けられている控除の仕組みである長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の額等を勘案するもので、介護保険料段階の判定に関する基準の見直しを行った平成 30 年 4 月 1 日施行の法改正と同趣旨でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 11 議案第 47号 玉村町立公園条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 11、議案第 47号 玉村町立公園条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 47号 玉村町立公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

平成 29年 6月に都市公園法施行令が改正され、都市公園の運動施設率を地方公共団体の条例で定めることとなりました。これに伴い、必要な条文を玉村町立公園条例に規定するため、条例の一部改正を行います。

具体的な内容は、都市公園における運動施設面積が占める割合を、都市公園法施行令第 8条による国の参酌すべき基準のとおり、公園面積の 100分の 50以内とするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第12 議案第48号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第12、議案第48号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第1号）について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第48号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額に326万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億9,826万5,000円とするものでございます。

補正内容ですが、まず総務費では、市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業といたしまして、下新区の六丁目公民館及び八丁目住民センターにおけるエアコンの更新が事業採択となりましたので、この費用を追加するものでございます。

民生費では、敬老祝金支給事業といたしまして、祝金の支給に不足が見込まれておりますので、必要な経費を追加するものでございます。

消防費では、自主防災組織育成事業といたしまして、活動に必要な物品等を現物支給しておりますが、全ての行政区で自主防災組織が組織化され、申請がふえたことから、それらの要望に応えるべく費用の追加を行うものでございます。

以上が補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、財団法人群馬県市町村振興協会からの助成金及び前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 49号 財産の取得について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 13、議案第 49号 財産の取得について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 49号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、現在庁舎内外で職員が事務用に使用している内部情報システムで老朽化したパソコン及びソフトウェアを入れかえるものです。内訳といたしまして、ノートパソコン72台、デスクトップパソコン13台となります。

4月25日に特命随意契約により、群馬県桐生市広沢町3丁目4025番地にある株式会社両毛システムズ代表取締役社長、秋山力から1,166万4,000円で購入するものであります。

本財産の購入により、内部情報システムの安定稼働及び業務効率を上げ、住民サービスの向上を図るものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 先日の全協の席において、今回のノートパソコンが、七、八年使って老朽化したことで今回交換するということでした。現在庁舎には全体で何台ぐらいがあって、それから今までどういう交換事業をやってきて、これから先、どういう予定だとか、その辺についてお聞かせください。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

現在なのですが、約270台のノートパソコンが稼働しております。この中には、故障したときを想定した予備機も含まれております。また、今までの購入の状況なのですが、今回は、以前に、

平成21年当時に購入したパソコンの入れかえが主なものとなっておりますけれども、平成21年、平成23年、25年、27年というような形で、隔年で購入を進めて計画的に交換をしております。ただ、昨年度も購入をさせていただき、今年度も購入ということで、2年続けた形での購入となりました。

また、今後の見通しというお話でございましたけれども、来年度につきましても、ウィンドウズ、OSのサポートが切れる、特にセキュリティー面で心配がございますので、その辺も念頭に置きまして、来年度につきましても予算をいただければということになるのですけれども、購入を検討している最中でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 契約の方法が特命随意契約になっておりますので、そのいきさつを教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） その辺の契約方法につきましては、昨年度の財産購入のときにもいろいろご意見を頂戴しているということで承知をしております。その間、本体と設置事業者で分けて購入ができるのかどうかにつきましても内部で検討したと思うのですけれども、私の今手元にあります資料では、やはり本体と別に購入した場合は、最終的に設置をする事業者にも初期の環境設定などの手間がかかるということで、別途新しい費用が発生するというようなこともちょっと資料に残ってありました。そういったこともありますし、また現在の業者も非常に対応がすばらしいということで、そういった部分でも評価もしておりますので、費用的なものにつきまして、前年度よりもかなり安価な形で購入するように努力もいたしましたので、故障等、ふぐあいが出たときにも、分離発注するよりも特定の事業者から購入するほうが、責任の所在もはっきりして、ふぐあいの対応につきましても迅速に行われるものではないかというふうに思っております。そういったことも評価いたしまして、特命随契という形で今回も購入を進めさせていただきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） この両毛システムズに特命で随意契約していくということであれば、買い取りということではなくて、ずっとリースで借りていくという方法もあるかと思うのです。古くなったら次のものにかえていくわけでありますので、随意契約であればリースという方法も検討されたのかどうか。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 以前ですと、特に機械が高いときなどはリースなどもやっていたときがあったと思うのですが、最近は機器が安くなったせいもありまして、購入に切りかえているところが多いようでございます。玉村町の場合ですと、今回、7年から8年使用したパソコンを交換することになっております。調べましたら、中には古い、もっと、1年古いものもありまして、9年使っているパソコンも実はございました。そう考えますと、リースは大方、大体5年を設定して借りるものと思うのですが、その先、1年、2年、3年、4年と延長していきますと、リース料のほかにまた費用が、その年その年、毎年払うことになると思います。そうなりますと、7年、8年、9年使用していくということになりますと、リースよりも購入のほうがかえって安く導入できるものと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。次に、10時20分、再開いたします。

午前10時6分休憩

午前10時20分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇

○日程第14 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第14、一般質問を行います。

今定例会には12名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

平成30年玉村町議会第2回定例会

| 順序 | 質 問 事 項 | 質 問 者 |
|----|---|-----------|
| 1 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 昨年度、区等からの要望の件数と、実施率を問う 2. 玉村町総合防災マップの水位表示の色の選定理由。また芝根地区に計画中の水防センターについて問う 3. カーブミラーの材質をガラスに変更してからの実績を問う | 月 田 均 |
| 2 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 県央水質浄化センターに関する今後の対応について 2. 玉村町総合運動公園について 3. 技術者（有資格者）の現状について 4. 公用車へのドライブレコーダー設置について | 新 井 賢 次 |
| 3 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 玉村町総合計画後期計画について 2. たまりんの充実を求む 3. 財政再建の道筋を示せ | 三 友 美 恵 子 |
| 4 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「水辺の森」の管理を問う 2. 学校内設置の放課後児童クラブを問う 3. 用排水路の管理を問う | 石 内 國 雄 |
| 5 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 藤岡大胡バイパスの早期開通の要望を 2. 発達支援センターの総合窓口の必要性は 3. 角淵キャンプ場・バーベキュー場の活用状況について問う | 備前島 久仁子 |
| 6 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域交通網形成計画の策定を急げ 2. 待機児童解消策は万全か | 宇津木 治 宣 |
| 7 | <ol style="list-style-type: none"> 1. インフラ整備を有効に実施できるか 2. 町外での耕作の課題について 3. 財政健全化はできるのか 4. 早期退職を懸念する | 柳 沢 浩 一 |

| 順序 | 質 問 事 項 | 質 問 者 |
|----|---|---------|
| 8 | 1. 玉村町乗り合いタクシー「たまりん」について 2. 買い物弱者対策について 3. 生活支援体制整備事業について | 小 林 一 幸 |
| 9 | 1. ドライブレコーダーの設置について 2. 花火大会の運営について | 浅 見 武 志 |
| 10 | 1. 文化センター周辺分譲地売却による今後の影響について 2. 観光の町の取組みとして、また、地域コミュニティーの維持の観点から飲食店等のバランスある配置は考えているか 3. 特定流通業務施設の指定路線について 4. 道徳教育の教科化とその評価の難しさについて | 石 川 眞 男 |
| 11 | 1. 町が管理すべき公共用地の管理の現状と管理計画について 2. 高崎・玉村スマートIC周辺開発計画について | 渡 邊 俊 彦 |
| 12 | 1. 第7期玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について | 原 利 幸 |

◇議長（高橋茂樹君） 初めに、4番月田均議員の発言を許します。

月田均議員から資料の配付が求められておりますので、資料を配付しております。

それでは、4番月田均議員、登壇願います。

〔4番 月田 均君登壇〕

◇4番（月田 均君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

今回、3項目の質問を用意しました。当初4項目を用意しましたが、都合により1項目取り下げましたので3項目、時間があるので、じっくり質問していきたいと思えます。

ところで、来週の米朝首脳会談、気になるところですが、朝鮮半島問題は随分昔から出ています。私が小学校に入る前後、38度線という遊びがはやっていました。細かくは覚えていませんが、敵、味方に分かれて、片足で跳びはねながら相手陣営に攻め込み、または逃げ帰る、その繰り返しのよう遊びでした。私はその遊びが好きで、年上の子供と一緒に、まじってよく遊んでいました。おかげで脚力がついて、小学校の運動会の最後に地区別の対抗リレーがあるのですが、おかげで栄光のリレーの選手になることができました。結果は余り聞かないでください。太平洋戦争が終わって生まれた

世代の子供の遊びにも朝鮮半島の問題が反映されていました。当時大きな問題であったことが想像できます。

朝鮮半島問題、どんな歴史的背景があるか調べてみました。実は、これは私の高校時代の世界史の教科書なのですが、50年以上前のものです。ページ数は40ページ、十分厚くて、値段は182円という安い値段だったのですけれども、なぜか、見ますと、世界史の教科書の裏側に物理の加速度の計算式なんかを書いてあって、余り授業を真面目に受けていなかったのかなという感じもするのですが。この内容はほとんど私は覚えていません。ただ、1カ所、記憶にあった写真があるのです。兵士を乗せたトラックが連なり、その横を軍用機、多分、米軍のスカイレーダーという戦闘爆撃機だと思ふのです。それが離陸しようとしている写真があるのです。それを覚えていました。これは、朝鮮戦争出兵の写真ということで載っていました。

このページに、朝鮮半島の状況の歴史的背景が非常にわかりやすく書いてありました。表題は、朝鮮の動乱というふうに書いてあります。ちょっと読んでみます。朝鮮では、大戦後、38度線を境として2つの独立国が成立し、自由陣営と共産陣営との対立を反映して、建国の初めから互いに反目し合っていた。この対立はますます激しくなり、50年6月、私が生まれたのは50年5月です、南北朝鮮は開戦した。連合軍は直ちにこの問題を協議し、安全保障理事会は、ソ連邦が欠席していたので、その拒否権に遭うことなく、北朝の行動を侵略と断定し、その決議によって国連軍が出動した。状況は38度線をめぐって一進一退し、一時、国連軍は北朝軍を圧倒し、事態が北鮮軍に不利になると、中華人民共和国は義勇軍を派遣して北朝を援助し、一時は敗戦の危機が憂えられたが、51年6月、ソ連邦により休戦が提案され、53年7月、ようやく休戦が成立した。しかし、南北の対立は今日に至るまで解決されず、近い将来、朝鮮半島の望みはない。これが今から50年ほど前の教科書に載っていることですが、その後50年もの長い間、対立が続いているということです。そろそろ解決の時期かとも私は思うのですが、日本の室町時代、イギリスとフランスが百年戦争をしていました。そんなことを考えると、まだ先は長いのかなという不安もあるのですが、来週の会談が大いに気になるところです。まずは、次の3項目の質問に全力を尽くしていきたいと思ひます。

では、質問します。第1の質問、町への要望事項が区などから提出されます。大切な事項が多く出されていると思ひますが、昨年1年間の要望事項の件数とその実施率はどのようになっているかお聞きします。

第2の質問、玉村町総合防災マップが配布されましたが、水位が赤系統の色を使用しています。皆さん、これは見ていると思ひますが、こういう赤系統です。従来の青系統に比較してわかりにくく感じますが、この色は誰がどのような理由で決めたのですか。

また、芝根の農協跡地に水防センターが計画されていますが、その仕様についてお聞きします。

続いて、第3の質問、2年前にカーブミラーの劣化対策として材質をアクリル製から強化ガラス製に変更することになりましたが、この2年間の実績はどのようですか。

また、現在どのような設置基準に沿ってミラーを取りつけていますか。私は、ミラーの取り付け高さについての不満があります。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 月田均議員の質問にお答えいたします。

初めに、昨年度の区からの要望件数とその実施率についてお答えいたします。各行政区における町への要望につきましては、毎年区長さんを通して町へ提出されており、平成29年度の要望は総数で116件ありました。そのうち年度内に実施できたものは66件であり、実施率は56.9%となっております。

要望内容の主なものは、道路、水路、交通安全施設関連が多く、それぞれ都市建設課、環境安全課が所管しております。都市建設課においては、平成29年度の要望件数68件に対して実施件数が23件であり、実施率は33.8%でありました。また、環境安全課については、要望件数46件に対して実施件数が43件であり、実施率は93.5%でした。いずれの課におきましても、区からの要望については、現地確認等を実施した上で優先順位を定め、予算の範囲で順次実施しております。要望の内容によってはすぐに実施できないものもございますが、その性質や緊急度を適切に判断し、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、平成29年度に作成しました玉村町総合防災マップの色合いの選定についてお答えいたします。総合防災マップは、平成27年度の水防法改正を受け、国、県において想定し得る最大規模の降雨による浸水想定を行い、それをもとに市町村が避難方法等を住民に適切に周知するため作成するものであります。

国土交通省で策定した「水害ハザードマップ作成の手引き」には、浸水想定の色合いについて、ISO（国際標準化機構）等の基準や色覚障害がある人への配慮、他の防災情報の危険度表示との整合性も含めて検討し、標準配色が定められております。玉村町総合防災マップは、「水害ハザードマップ作成の手引き」にのっとり作成しております。そのため、マップの色合いにつきましても、作成の手引に定められている標準配色を採用し、作成しております。

次に、水防センターについてお答えいたします。施設の名称については現在決定していないため、仮に水防センターといたしますが、本施設はJAしばね支店跡地に建設を予定しております。計画している水防センターは、芝根地区の自主防災組織の活動拠点として、災害発生時はもちろんのこと、平時においても活用していただける施設として整備を予定しております。施設には、会議や訓練等に使用する会議室と災害発生時に必要となる土のう袋やスコップ、ヘルメット、強力ライトなどの防災グッズや洪水発生時の被災者救出に必要なボートなどを保管するための倉庫を設置する予定でございます。本年度は、土地の取得と建物の実施設計を行い、平成31年度着工、完成の予定でございます。

ます。施設の詳細につきましては、今後先進地視察などを行い、実施設計に反映させてまいりたいと考えております。

次に、設置するカーブミラーの鏡面を強化ガラス製に変更してからの設置実績についてお答えいたします。鏡面素材の変更は、平成28年度から実施いたしました。平成28年度の実績は5カ所、発注額合計が60万4,800円、平成29年度は37カ所、発注額合計が316万3,428円でした。なお、この数字はカーブミラーの新設や過去に設置したカーブミラーの鏡面のみを交換した実績によるものです。なお、金額にはポールを設置費用等は含んでおりません。

カーブミラーの設置に係る標準的な仕様につきましては、一般社団法人全国道路標識・標示業協会が出版している「道路反射鏡ハンドブック」に鏡面の高さは標準では地上高で2メートル50センチと定められており、当町におきましてもこの仕様により施工しております。なお、この仕様はあくまで標準であり、設置する現場の状況によっては見やすいように調節を行うことがございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、自席から質問をさせていただきます。

区からの要望ということで、やはり私が想定したぐらい件数が出ているなということがわかりました。

ところで、区長さんの話によりますと、実施したか、しないかという回答が来たり来なかったりということで、その辺をもう少しはっきりして、ちゃんと回答してほしいということなのですが、今どういった状況で、回答はどんな形でしているのかお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 区長への回答の方法についてお答えいたします。

要望の内容ですとか、それから担当する課によって多少の違いはあると思うのですが、基本的には、要望を受け付けた後に現地調査を行って、その後、各担当の課のほうから、電話や、それから区長とお会いして直接お話をするというような状況で、場合によってはできる、できない、それからできない場合の、ではどういうふうにしてできないのか、できるようにするには代案としてこういう方法がありますというような内容につきまして、直接担当課のほうから伝えているということであります。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） できないというのは、回答が紙で出ているのが多いと思うのです。これは、A、B、C、D、Eという、ちゃんと判定もついて区長に出しているのですが、やりますよというも

のに関していえばほとんど回答がなくて、行ってみたら直っていたと。先ほどでいえば、カーブミラーをつけてよといったら、行ってみたら新しくなっていたという、そういうことが多いのですが、その辺は、口頭で言うことは確かに、ああ、やりますよとなるかもしれないけれども、できたものに関しての回答は非常に低いと思うのですが、その辺確認していますか。できたものは余り出していないということで、その辺は。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） うちのほうで調査した限りでは、毎年12月の末ごろに、1年の区長からの要望事項について回答をまとめて報告をさせていただいているということを聞いております。1月から3月ぐらいまでの要望につきましては、4月までに、ちょっとずれ込んでしまうのですが、4月に報告をさせていただいているというような状況を聞いております。

それぞれの要望の内容への対応につきましては、担当課のほうからちょっとお答えをしたいと思います。お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

都市建設課のほうでは、区長さんのほうからたくさんの要望をいただいております。その中で、先ほどのA、B、C、D、E判定ということで、もちろん現場を見に行くのは全部なのでありますが、その後、担当者のほうで格付というか、ランクをつけます。それを、半年たって、年明けに区長さんに報告はしていますが、A判定は実施済み、あとは今年度中に行いますというものです。軽微なものもありますので、実施。Bについては、今年度の予算がないため、補正予算なり来年度要求したりして、予算を確保してぜひとも実施したいということです。C判定、こちらは事業の規模が大きいため、今年度、来年でもまだ困難というような、例えば大きな水路にふたをしてくれとか、そういったところ、すぐには無理というのがC判定です。それから、D判定は、すぐに対応しなくてもまだものではないのかとか、軽度の判定、保留という形をとらせてもらって、経過観察をして傷むようであればやっていくという、可能性を秘めたD判定です。それから、最後の難しいというE判定、こちらについては、ちょっと個人的な工事になってしまったりとか、通常、ここにはフェンスはほとんどしないとか、用水路にふたを全面的にかけてくれとか困難な工事があります。あとは、希望的要望というものもありますので、そちらについてはE判定ということで判定をさせていただいて報告しています。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。やはり、A判定のものは、区長のほうからも聞いていないと

うか、返事がないという話を聞きますので、やはり区とのコミュニケーションが大事なので、やはりやったものはやったという感じで報告を出すようにしてもらいたいと思います。

ところで、回答の進捗管理というのは町全体でやっているのか、それとも各課ごとにやっているのか、私とすれば町全体で進捗管理をきちっとやってもらいたいと思っているのですけれども、現在進捗管理はどのようにやっていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 進捗の管理ということでございます。

過去には、区のほうからいただいた要望を総務課のほうで一括、取りまとめて、それを各担当課のほうに割り振って、事業を実施するというようなことをやっていたこともあるというふうに聞いております。それですと、事業の実施がスピーディーに行われたい、区長さんがまた担当課のほうに行つて同じような説明をしなければならぬ、状況についても一度区長から聞かなければならぬというような、そういう状況も発生してきておまして、かなり時間がかかってしまうというような状況が見受けられたということで、今は直接、区長さんから担当課のほうに要望を出していただくというようなことでやっております。ですので、その結果につきましても、担当課のほうから直接区長さんのほうに報告をしていただくというやり方をとっております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。

となると、各課ごとに進捗管理はきちっとやっていると。例えば2年前で直っていなかったものが今はどうなっているのかというものも、追いかけているということでもよろしいのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

やはり、進捗管理、先ほどB判定ということで、要望を受けて、町でもやるべき箇所というふうな判断をしたものは予算の範囲内で要求しますけれども、また財政との協議で次年度送りとかになる場合もあります。1カ年ではできないものもありますので、そういったもの、それから今年度できないのはまた来年要求したりとか、予算が確保でき次第やっていくということでやっております。また、進捗管理といっても、全てということでなくて、当然、E判定の、もうやるのは困難だよというところはちょっと置いていくような形にはなってしまいます。ですけれども、やる可能性のあるものについては、データというか、紙で残しておいて管理していただいております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、続いて、第2の質問、防災マップについてお聞きします。

先ほど防災マップの色については、国の決めた標準配色ということで、そういうものかなと、国が決めたから仕方ないというか、こういうものかなと思いましたが、ただ、見ると、例えば芝根でいくと、五料あたりが非常に深さが深いのですけれども、これを見ると何か盛り上がって見えるという、これ以上文句は言えないのですけれども。国が決めたというか、このところ、国が決めることも何か不安なこともあるので、私は一言言いたい。

特に最大浸水被害想定という、これは全部で5から6区分があるのです。これを見ても、では第4区分がどれか、第5区分がどれか、どう見てもよくわからない、私は。これを見て細かく動くわけでないからかもしれないけれども、この色自体は私としては余りいいと思わないし、玉村町の広報編集委員会ではこれは通らないのではないかと私は思っています。

次に、水防センターということなのですが、群馬県には水防センターというのは、境町と板倉町に水防センターという、大きいのがありますけれども、利根川水系には実際にはどのくらいの、何カ所ぐらいの水防センターがあるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

まず、防災マップの色の件でございますけれども、先ほど町長からのご答弁にございましたように、国の作成した手引にのっとって作成しております。議員ご指摘のとおり、若干、色の区分のところわかりづらい部分があるのかというふうにも思います。マップ全体をごらんいただくと、比べると色の違いがおわかりになっていただけるのかと思いますが、ぱっと見た感じでは若干わかりづらいのかなというふうにも感じてはおります。次回、改訂するようなことがありましたら、国のつくっているガイドライン等がまた変更される可能性もありますし、皆さんのご意見のほうも参考にさせていただきながら作成をしていきたいなというふうにも考えております。

続きまして、水防センターの関係です。利根川流域でどのくらいの数があるのかということでございますけれども、こちら、埼玉県は県庁のほうに確認をいたしました。市町村で所有し、管理しているもの、こちらは熊谷市で2カ所、富士見市で1カ所、越谷市で1カ所という回答をいただいております。また、利根川の河川事務所のほうで河川防災ステーションという、大規模なそういった水防施設のほうは流域4カ所あるようでございます。また、栃木県、茨城県のほうにも、それぞれ県のほうで管理しているような水防センター、そういったものがそれぞれ設置をされておまして、茨城県では下館河川事務所のほうで所管している藤代地区河川防災ステーション、栃木県内には那須塩原市の水防センターがあるというようなことで、こちらのほうで聞かせていただいております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。

災害といいますと、70年前のカスリーン台風の話がよく出るのですが、もっと昔の災害、あったと思うのですけれども、どんなものが、芝根地区でいいのですが、歴史にあるかどうかということをお聞きしたいのですが、生涯学習課長、お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 芝根地区の災害ということでありまして、利根川、烏川に囲まれている場所で数多くの洪水が発生しています。そんな中で、江戸時代とか、寛保2年の洪水、天明3年の浅間山の大噴火に伴う泥流の災害、天明6年の洪水などが大きな災害として挙げられます。また、明治時代には、明治43年の大洪水が記録されております。昭和に入って、昭和10年の田畑の浸水害、そして記憶にある方もいらっしゃるかと思いますが、昭和22年のカスリーン台風による洪水が挙げられます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 今お話を聞いて、ああ、いっぱいあったのだなという感じがしたわけなのですけれども。

水防センター、土のうとか、そういったものが置いてあるという話なのですが、こういったハードのことも大事ですけれども、過去の災害を住民にわかるように知らせておくということは非常に大切だと考えているのです。私は、災害の資料をまとめて、水防センター内に資料室、資料棚とか、そういったものを設けて、保管して住民に伝えることが非常に大切だと思うのですが、これに関しては、これから設計するという話なのですが、そういった考え方を、会議室等に取り入れることができるかどうかお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 水防センターの実施設計については、まだ契約のほうには至っておりません。今後、同様の施設のほうをちょっと見学のほうをさせていただきまして、よりよいものにしていきたいなというふうに考えております。

議員のご指摘の、そういった過去の災害の歴史の資料室を設けてはいかがかというご提案でございますけれども、そちらにつきまして、費用の面もありますし、場所の制限もございます。そういったことも考慮に入れさせていただいて、例えば壁面に過去のそういった災害時の写真を飾るであるとか、

書籍を備えるとか、そういったことから考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ぜひお願いたしたいのですが。

実は、板倉町にでっかい、玉村町の面積の80倍ぐらいあるでっかい水防センターというか、そういうのがあるので、ちょっと実は見てきたのですが、そこにもやはり、そういうパネルを使って、過去の水害とか、そういうのを説明していたのですが、そういうところを皆さん、見に行くとは思いますが、もっといいものをつくっていただきたいと思えます。

続いて、カーブミラーの改善について質問いたします。29年、37カ所、316万円ということで、そのくらい、予算も300万円前後とてありましたので、そういうことかなと思えました。実は、なぜカーブミラーを私が言うかという、2年ほど前に、うちの近くの人が、横から走ってくる車が見えないと、私は3回も事故を起こしそうになったということで、カーブミラーが欲しいということで、役場にちょっと私が行ってお願いしました。早速つけてもらって、よかったと思えたのですが、ちょっと気になる点があるのは、ミラーの高さが、車から見ると結構高く、見上げるというほどでもないのですが、ちょっと目が高いということで見にくいなと、もう少し低くつけてくれたらよかったのだなということを感じました。そのときのカーブミラーの高さが、地表からカーブミラーの下の面までが2.45メートルでした。

ということで、町の中のミラーをいろいろ調べてみたのです。それがこの、きょう、写真、皆さんにちょっとお渡しした資料なのですが、27カ所調べてみました。そのうちの10カ所というのは、去年つけた新しいミラーということなのですが、高さが、低いものが1.95メートル、高いものが3.5メートルの範囲にばらついていました。平均が2.47メートルということでした。一番左側は、これは私の家の近くのふれあい農園の南なのですが、これが2メートルです。身長、私が1.7メートルで、そこから30センチ上にあるということで、これは結構見やすいなと思えました。あともう一つ、真ん中が、文化センターの東、中央小学校の裏の道が突き当たったところ、それが2.5メートルということ。ちょっと見にくいかなという感じでした。それからさらに50メートルぐらい北、広幹道のカルバートのすぐ近くに新しく、ことし、1年以内にミラーがついたのです。この高さが3.1メートルということで、私、見ていて、運転する人が、カーブミラーを見ている人はほとんど、全くいなかったです。これだけ高いと、右見て、左見て、右と、上まで見る余裕がないのです。実際運転していないのですが、これはつけた意味が全くないなということで、こういったものが、町の中を見るとこういった高いものがあるということです。

先ほど、基準がありまして、ハンドブックが2.5メートルということでした。確かに道路反射鏡協会が出している標準設置図というのには、下から、ミラーの下まで2.5メートルとい

うのが書いてあって、多分、これは、これに沿ってやるのが多いと。ただ、それに沿わないままやっているなという感じがするのですが、この2.5メートルが本当にいいかどうかというのを聞いてみたのです。そうしたら、この2.5メートルというのは、とりあえず、ミラーに手が届いて、何か、さわられてしまつては困るので2.5メートルだということで、この2.5メートルは法律上何があるわけでない、ただ、参考としてというか、こういうのがありますよということで出したということでした。警察のほうで道路標識がありますけれども、あれは、では幾らから幾らの範囲についているかという、あれは下から1.8メートルから2.5メートルの範囲ということで警察のほうは言っているらしいのです。だから、マックスが2.5メートル、警察は。あとは、道路の上にあるものは、それは当然、5メートルぐらいの高さで指示しているのですが、だから、マックスでも2.5メートル範囲、警察のほうは見やすいというふうに、その範囲だというふうに考えているということなのです。となると、先ほど言いました、基準が2.5メートルというのもちょっとおぼつかないなということなのです。

私、いろいろ見たのですが、2メートルというのは確かにこうやると手が届く範囲ですね、やっとな。その辺がかなり見やすいのですが、ちょっとそういう不安もあるということで、私とすれば、下面を2.2から2.3ぐらいに抑えると見やすいし、手に触れられて悪いことはされなくなるのではないかなということで、ここら辺をひとつ、ある意味では下面2.2メートルということでやってもらえれば非常にいいのかな。確かに団地のところにカーブミラーが、団地の出口にいっぱいカーブミラーが並んでいますけれども、高さが本当にまちまちですね、非常に見にくい。それも含めて、やっぱり玉村町は2.2という基準をつくってやれば非常によくなるのではないかと思うのですが、その辺は環境安全課長なんかはどんなふうに判断しますか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） カーブミラーの高さにつきましては、議員がお調べいただいたとおりで、高さに関してはかなりまちまちになっております。業者に、こちらのほうを設置するときに、特別な要因があれば、例えば高さを高くしてくれとか、逆に低くしてくれというような指示のほうはさせていただきます。標準的なものとしては、協会のほうで出している、ミラーの下面が2.5メートルというのを基準につけさせているわけですが、場所によっては確かに見づらかったりする場合もあると感じておりますので、その場所場所によりまして、こちらのほうは臨機応変に変えさせていただきますながら、また周囲の環境が変わったことによって、最初につけた高さでは見づらくなってしまったとかいう、そういうことがございましたら、またご要望いただいた後に現地のほうを確認し、また高さの調節とかも、今現在も随時やっておりますので、もしもそういうようなことがありましたら、また区長さんであるとか一般の住民の方とかからご意見を頂戴しながら、調節のほうはさせていただきますというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 今までつけたものを直すのは大変ですけれども、これから新しくつくるものはきちっと基準をつけてやったほうがはるかにいいと思います。

実は、ミラーの調査へ行ったときに、五料のほうなのですけれども、すごく道が狭いのです。私がこう見て、ミラーが2メートル5ぐらいあると、こんな感じで見ていて、来るかなと思って見たら、もうここに、前にぱっと車が通ってしまして、やっぱりひやっとしたと、こういうことだなと。やはり、はっきり言って、片側2車線の場合には、センターラインがあるような道なら2.5でもいいかもしれないけれども、玉村町の田舎の道で、片方しかなくて、4メートルぐらいしかない道に関して、こう見て、これは非常に、はっきり言って、ないほうがまだいいというようなどころもあります。だから、その辺はびしっと基準を早く決めてやってもらいたいと思います。

たかがカーブミラーなのですが、されどカーブミラーということで、もう一つ、いろいろ見ていると不思議な点があるのです。下之宮の、先ほど写真の右側の、このガラスは、一番左は平成10年ぐらいにつくった、真ん中が平成20年、だから、これが一番右が最新なのですけれども、やはり時間がたつと、左側は若干見にくいのですが、一番右側の写真の、さらに道路右側にカルバートがあって、そこにミラーがついているのです、余り使わないのだけれども。そのミラーの材質が何かというと、ステンレスなのです。何で玉村町がステンレスミラーを使ったか、私は理解できないのだけれども、ステンレスミラーというのはぶつかって割れないという一つ特徴がありますけれども、一番の欠点というのは画面が暗いのです。画面が暗いと、カルバートの中とか、そういうのはやっぱり暗くなって、だから立体駐車場なんかは使っていけないというのですが、そういうところの両側にガラスのミラーがついている。あと、下之宮の例の広幹道の下のカルバート、あそこもなぜか知らないけれども、アクリルではなくて、ガラスではなくて、ステンレスのミラーがついているということで非常に見にくい。だから、この辺はどういう基準があるのかなと、やっぱり基準がないとしか言いようがないと私は思うのです。

私はいろいろ考えてみたのですよ、どういう基準をつくったらいいかという。まず、ミラーの高さというのは、下面を地上から2.2メートルを基準に取りつけること。2番目、材質、強化ガラスを基本とする、破損の多い場合はアクリルは可能であると。あと、結露しにくいところ、やっぱり結露がしにくいのは一番、ステンレスなのです。だから、烏川の、関越の向こう側なんか、ガラスが曇って困るという住民がいたのですが、ああいうところはステンレスのほうがいいのです。ああいうところぐらいはステンレスを使う、いいかなと私は思います。

あとは、中央に白線のある広い道路や交通量の多い場所は、大きい、80センチミラーを使うと。この写真にあるのは60センチなのです。やっぱり、80センチになると非常に見やすくなって、なぜか知らないけれども、細い道に80センチミラーがついていたり、大きいほうがいいのではないか

といっても60センチがついていたり、時たまします。だから、この辺も決めてもらいたいなど。あと、何でもいから、両側にミラーがついているのがあるのです。こっちはちゃんと見えるのだけれども、両方ついていると。やっぱり、見るほうもどっちか悩むのだし、やはり不要なミラーはつけないほうがいいのではないかと私は思いました。

あとは、1つ問題があったのですけれども、例の設計基準の中に、80センチミラーを2枚つけたときはポールを太くしなければいけないと書いてあるのです。普通は73ミリなのを89ミリにかえなければいけない、それは強度ということもあるのですが、冬場は風が吹いてくると、ミラーががたがた揺れて、よく、はっきり言って見えない、やはり太くすることによって強度が出るということで、玉村町では、大きいミラーを2枚つけたものでも、ポールの径は基準の89ミリを使っているものは一個もなかったということです。これはちょっと確認してもらいたいと思います。

あとは、ミラーの先端がミラーの上部より出っ張る場合があるのです。そして、環境条例をつくらうというときに、はっきり言ってみともないのです。なぜ出てしまうかという、あれは穴を掘ったときに、穴を深く掘ると大変だし、中へ入らないとなるとそこで終わってしまうのですけれども、これはびしっと、ミラーの上面から絶対出てはいけないとか、そういう基準をつけてやれば、もっと見やすく、格好いいミラーが私はできると思うのですけれども、その辺は至急考慮してほしいと思います。

ところで、今玉村町には何カ所あって、いつごろからミラーを取りつけ始めたのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 町内にミラーがどのくらい設置されているかということでございますけれども、こちらは古いものがかなりの数ありまして、今現在、こちら、カーブミラーのほうの台帳というのは存在しておりません。なので、町内にどの程度の数が今現在設置されているかというのは、申しわけないですが、把握のほうができおりませんので。最近つけましたところについては地図のほうに落としてあるわけですが、今後調査等を行いながら、随時、そういった過去のものについても図面上に落としていきたいなというふうには考えております。ただ、設置時期につきましては、残念ながら、余りに古いとわかりかねるものもあるのかなというふうに感じております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 確かに数はわからないと思うのですが、何か、商工会が拭いたときには3,000カ所あるとかいう話も聞いたことがあるのですが、2,000、3,000あるのではないかなと私は思うのです。設置箇所は確かにわかりにくいですが、ただ、昭和のミラーがあります。私が見て一番古いのは、箱石にあった昭和48年というミラーがあります。これは私が勤め始めたときのミラーなのだから、もう何年かわからないけれども、40年近くたっているということです。

私が、カーブミラーが見にくいので、何か拭く方法がないかというので確認、ミラーのメーカーに電話したら、ミラーは二、三十年たてばだめだから、新しいのを買ってくださいと言われました。やはり、玉村町には耐用年数を過ぎたミラーが相当あるということになると思いましたが、昭和のミラーがありますので。高崎市のほうは、聞くところによると、1万枚を全部調べたと、去年あたりから交換を始めているという話も聞きますけれども、ことしの予算は258万円、去年が297万円ということで、300万円弱しかないので、なかなかきつとは思いますが、その辺の計画というのか、そういうのを入れられますか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

◇環境安全課長（高柳 功君） まずは調査のほうを、こちらのほうをさせていただくことがまず最初のかなというふうに考えております。なかなか、こちらを、町内くまなく回るというのも、すぐにできるということでもないのかなというふうに思っておりますので、またどういう形でまず調査をしていったらいいのか、またその中でどの程度のものは交換していったほうがいいのかというものを、また高崎市のほうで調べたというお話、今貴重なご意見をいただきましたので、高崎市のほうとかに聞かせていただきながら、見づらいものは随時、安全のために可能な限り交換していきたいなというふうに感じております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ぜひ、そういったことでお願いしたいのですが。

ただ、注意したいのは、やはり交通量の多いところ、そういったものを優先的にやってもらいたいと思うのです。例えば下之宮の火雷神社の西側のミラーなんかも昭和で、すごく見にくいのですが、めったに人が通らないので、ああいうところにお金をかけてもしようがないけれども、旧国道354号なんかの幹線道路は、あれはびしっとよく見えるようにぜひしてもらいたいなと私は思うので、その辺、そんなことを考慮しながら進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。11時25分に再開いたします。

午前11時8分休憩

午前11時25分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、2番新井賢次議員の発言を許します。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君登壇〕

◇2番(新井賢次君) 議席番号2番新井賢次でございます。議長からの許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問を行います。

まずは、傍聴席の皆さんにお礼を申し上げます。午前中の一番お忙しい時間帯にもかかわらず、お出かけいただきまして本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

我が家に、城たいがという宮崎県出身の笑文字作家の日めくりカレンダーがあります。毎日、人生訓が書いてあるのですが、きょうのページは「してもらったことは忘れない してやったことは忘れよう」というものでした。昨年10月、皆さんからいただいた温かい励ましをこれから先ずっと忘れることなく、議員としての務めを果たしてまいりたいと思います。これからも、いろんな場面で叱咤激励をぜひお願いいたします。

それでは、早速ですが、質問に移りたいと思います。まず、大項目の1点目、県に対して「県央水質浄化センターにおける下水処理水再利用の推進と不明水流入対策について」の要望書を玉村町及び利根川上流流域下水道事業調査研究委員会との連名で提出することになりました。過去に何度も群馬県に対して投げかけた経緯があります。昨今の社会情勢を考えると、今まで以上に重要であり、早急に解決しなければならない課題になっています。

その上にさらに、積み残しになっている水処理施設の覆蓋はどうなっているのか。

2点目、水防法一部改正に伴って処理場施設の見直しの必要性は生じないのか。

3点目、総合運動公園の継続使用に支障は発生しないのか等についても、県側と今後相当のやりとりが必要になると思います。上記調査研究委員会並びに監視体制機構委員会との連携を含めて、町として今後の対応についてお伺いします。

続きまして、2点目、玉村町総合運動公園についてお伺いします。町内にある12カ所の都市公園の1つ、総合運動公園は、昭和60年につくられ、面積約9ヘクタール、町を代表する公園です。指定管理者によって、樹木類、芝生もしっかり管理されて、さわやかで気持ちのいい空間になっていますが、2つの問題、疑問を提起します。

まず1点目、子供広場に全く遊具がありません。第5次玉村町総合計画の中で、「公園・緑地の整備」に関する主要事業として、1つ、定期的な施設の安全点検を行う、2つ、老朽化した遊具、設備の点検と更新をすると掲げられています。現在は撤去されたままになっています。

それから、2点目、同じく子供広場の一角に芝生で覆われた小高い丘があります。その最上部、元気な子供たちに一番人気のある特等席に記念植樹としてピラカンサが2本植えられました。とげが強く大きくて危険な状態になっています。この2点について、今後の対応についてお伺いいたします。

それから、大きな項目3点目です。昨年3月、玉村町公共施設等総合管理計画が策定されました。既存の公共施設の維持管理に大きな財政負担が生じないように、総合的かつ計画的に長寿命化を図るための基本方針が示されています。さらに、縮小されるとはいえ、今後も新規に取り組む公共施設整

備も最低限は必要だと思えます。長期的な視点に立って、公共施設に対する土木、建築的な専門知識を持った的確な判断のできる技術者、有資格者が今以上に必要になってくると思えます。

そこで、伺います。まず1つ、建設にかかわる技術者（有資格者）の現状はどうなっているのでしょうか。例えば土木施工技士あるいは1級建築士等について伺います。

2点目、若手技術者の確保、育成はどうなっているのか。例えば資格取得等についての援助等、現状認識と今後の対応についてお伺いします。

最後の4項目めです。公用車へのドライブレコーダー設置について伺います。現在、町は安全安心なまちづくりの防犯対策として防犯カメラの設置が進められています。最近の事故は、どこで何が起こるかわかりません。要は、できるだけ多くの視点で監視することが求められていると思えます。

そこで、町が所有する公用車、たまりん等も含めてドライブレコーダーを設置したらどうかということをご提案いたします。これからの対応についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 新井賢次議員の質問にお答えいたします。

県央水質浄化センターに関する今後の対応についてお答えいたします。県央水質浄化センター建設に伴う協定が結ばれてから33年が経過し、その間、処理場における未解決諸問題につきまして、群馬県に対し、調査研究委員会とともに粘り強く要望を続けてまいりました。しかし、昨今の人口減少による汚水流入量の減少、気候変動による集中豪雨等、不明水の増大など、当時の環境とは大きく変化してきております。特に不明水流入の問題につきましては、以前に群馬県で調査を行い、原因の特定に努めましたが、いまだ根本的な原因究明には至っておらず、豪雨の際には不明水の流入が繰り返し発生するおそれがあり、町民が安心して生活を送ることを脅かす、喫緊に解決しなければならない課題となっております。一方、下水処理水の高度処理問題につきましても、当初計画していた汚水量を下回り、2次処理でも放流水質基準を満たしているため、高度処理は実現しないままとなっております。

また、議員ご指摘の3点の課題について県に確認したところ、1つ目の積み残しになっている水処理施設の覆蓋につきましては、将来覆蓋できるよう、柱となる部分も含め、耐震補強を実施している状況と聞いております。

2つ目の水防法の一部改正による見直しの必要性としては、最大浸水被害想定範囲に処理場が含まれたことにより想定される機能不全回避の対策として、想定図をもととして、今年度は敷地全体の高低差を実測により測量し、その結果に基づく対策を今後講ずることとしていると聞いております。

3つ目の総合運動公園の利用については、全体計画の縮小により、現在のところ、総合運動公園の

土地は建設計画範囲に含まれていないため、当面は継続して利用できるものと理解しております。

このような状況のもと、平成30年5月7日付で群馬県へ「県央水質浄化センターにおける下水処理水再利用の推進と不明水流入対策について」の要望書を提出いたしました。内容は以前の全員協議会でご説明いたしましたので、ご存じのことと思われませんが、施設で発生する下水処理水を貴重な資源として有効活用していけるよう研究を進めていくこと、不明水流入問題の対応状況について報告を求めるものとなっております。提出に際しまして、群馬県からは、この要望に対し、具体的な提案を含めた回答を行いたいとお話をいただいております。今後出される回答書の内容について精査し、調査研究委員会との協議を進め、町議会の皆様へも逐次報告を行い、ご意見をいただきながら、当該施設が町民の皆様にとって有益で利活用していけるものとなるよう研究してまいりたいと考えております。

次に、玉村町総合運動公園のご質問にお答えいたします。まず初めに、総合運動公園子供広場の一角に植樹しました記念樹ピラカンサについてお答えいたします。総合運動公園のピラカンサは、長野県山ノ内町と友好交流都市協定10周年を記念して、昨年11月に山ノ内町の町長、教育長をお招きし、玉村町の産業祭の日に植樹いたしました。ピラカンサにとげがあることは事前に把握しておりましたので、とげのない木に変更できないかと打診しましたが、長野オリンピックの記念樹であるとのことで、山ノ内町の要請に基づき植樹いたしました。

新井議員ご指摘のとげの問題につきましては、記念植樹前から総合運動公園の指定管理者と協議し、柵を設置することとしており、植樹後、町民から危険との指摘があり、取り急ぎ簡素な柵を設置しておりましたが、まだまだ危険とのご指摘であります。今回、ピラカンサの取り扱いについて友好交流都市の山ノ内町に確認したところ、山ノ内町ではとげに対する特段の対策は行っておらず、事故の報告もないとのことでした。つきましては、移植を検討するのではなく、安全対策を強化していきたいと思っております。その具体的な対応として、景観を考慮しつつ、木枠での柵の設置と幹の周りに安全対策を施す予定であります。今後も、安全対策を実施した上で、長野県山ノ内町との友好のシンボルツリーとして大切に育てていきたいと考えております。

子供広場の遊具に関するご質問につきましては、教育長からお答えいたします。

次に、技術者（有資格者）の現状についてのご質問にお答えいたします。本町では昨年、本町が所管する公共施設等を対象に、町民へのサービス向上、財政負担の平準化に資するため、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理の考え方と基本方針を方向づける玉村町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。新井議員ご指摘のとおり、こうした計画を着実に実施していくためには、施設ごとの具体的な個別施設計画を作成するための専門的な知識が必要であると考えており、現在は関連する研修等に職員を参加させ、業務を推進しているところでございます。しかしながら、こうした専門的な知識を必要とする業務の実施につきましては、多くの町村が抱えている課題であり、現在のところ、本町ではコンサルタントへの委託を活用しているのが現状です。

そこで、1、建設にかかわる技術者（有資格者）の現状についてでございますが、現在、土木施工管理技士の資格を有している職員が4名在職しておりますが、建築士や土木以外の管理技士資格を有している職員はおりません。

次に、2、若手技術者の確保、育成及び現状認識と今後の対応についてお答えいたします。まずは、若手技術者の確保につきましては、これまでは定期的に土木技師を募集しており、昨年度には1名採用予定のところ、3名の方から申し込みがございました。結果は、受験された方が1名で、採用までには至りませんでした。今年度につきましても、土木技師の職員募集を予定しております。

一方で、建築事務につきましては、人口25万人以上の市では、建築確認業務において建築主事が必要になることから建築関係の有資格者を採用していますが、本町では、建築確認業務が前橋土木事務所管轄であることと土木事業に比べて建築事業が少ないことなどから、これまでに採用の実績はございません。

また、職員の育成につきましては、土木事務関係の職場に異動した場合は、積極的に研修や講習会などに参加して、知識を習得して業務に生かしております。なお、資格取得等の援助につきましては、その職場で管理者を配置しなければならない必須の資格、例えば水道技術管理者や防火管理者などについては町で費用を負担しておりますが、施工管理技士等の資格取得費用については自己負担としております。いずれにいたしましても、専門的な知識を有する技術者の必要性は十分認識しておりますので、必要な業務内容や適正な人員配置等を総合的に勘案し、引き続き適切な職種の採用と人材育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、公用車へのドライブレコーダーの設置についてお答えいたします。近年、犯罪発生時の捜査に大きな効果を発揮している防犯カメラでございますが、玉村町の前年度までの設置実績といたしましては、合計25基を町内の要所に配置しており、既にさまざまな犯罪捜査においてデータの提供を行っております。本年度につきましては、群馬県立女子大学に設置要望箇所の選定を依頼しているところでございます。本年度の設置予定は12カ所としており、さらなる防犯に対する効果が期待されるところでございます。

議員よりご提案いただきました公用車へのドライブレコーダー設置につきましては、現在、たまりんには全ての車両にドライブレコーダーを設置し、運行管理及び事故発生時の記録に使用しております。また、消防署に配備している救急車及び指令車にも設置済みでございます。運行中に交通事故発生現場や犯罪発生現場に遭遇した場合は、警察へのデータの提供を行い、捜査協力を行うこととしております。

その他の公用車へのドライブレコーダー設置についてでございますが、近年、公用車全車に設置する自治体も見受けられるようになってきております。設置の目的につきましては、公用車運行管理や交通安全、交通事故発生時の責任の明確化を図るとともに、町なかで発生した犯罪記録についても期待されているようであります。当町におきましても、まずは環境安全課で管理している青色パトロー

ル車と交通指導車へのドライブレコーダー設置を検討するとともに、全ての公用車への設置につきましても研究してまいりたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 玉村町総合運動公園について、子供広場に遊具がないというご質問にお答えをいたします。

先ほど議員より、公園内の樹木類、芝生がしっかり管理されていて気持ちよい空間になっているとのお褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

総合運動公園は、ご質問のとおり、昭和62年に完成し、ことして町民に親しまれ30年が経過をいたしました。公園内には、クラブハウス、野球場、テニスコート、トイレ、物置などのさまざまな施設と、芝生広場には11基の遊具、そして50メートルの水の広場がありました。しかし、完成から30年経過した施設は老朽化が進んできているため、平成25年度、26年度の2カ年においてテニスコートのオムニコート化などの大規模改修を行いました。

また、遊具については、保守点検により、小高い丘に設置されていたコンビネーション滑り台、谷川渡り、5人乗り木馬、シーソー、ぴょんぴょん円盤、ぐらぐら橋、平均台、ジャンプ競争、滑り台が雨や雪などにより金属部分や木製部分が腐食するなど老朽化が進んできたため危険と指摘されました。設置から30年以上経過した遊具のため、修繕することができず、新しい遊具に更新するには多額の費用がかかることから、利用者の安全を第一に考え、直ちに撤去いたしました。したがって、議員ご指摘のとおり、撤去されたまま更新されておらず、運動公園内の遊具は現在ブランコと1人乗り木馬2基のみとなっております。長年町民から親しまれてきた公園に遊具が少なくなり、利用者からは子供用遊具や大型遊具をふやしてほしいとの要望を受けており、遊具の再設置の必要性を認識しております。

また、総合運動公園は、第5次玉村町総合計画、「公園・緑地の充実」の主要事業で「定期的な施設の安全点検」「老朽化した遊具・設備の点検と更新」としているため、引き続き指定管理者により定期的に安全点検を行い、老朽化した遊具、設備は、利用者の安全を第一に考え、修繕、更新し、利用者が安全に気持ちよくスポーツ、レクリエーション等を楽しめる施設としてまいりたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。

まず最初に、1番目の県央水質浄化センターについてお伺いします。今回、県に対して要望書を町長と調査研究委員会において出すことができたのは、調査委員会において処理水の再利用について前向きに取り組むということ町長がお話しした経緯があったのだと、そのことが発端になったのだと

思います。県知事宛てに一緒に連名で正式に文書として提出できたことは、懸案事項を前に進めると
いう観点から一歩前進したかなという思いであります。

先ほどの答弁で、提出した際、群馬県からこの要望書に対して具体的な提案を含めた回答を行いた
いという旨のお話があったということでした。この要望書を出すに当たって、県へどんな形で渡した
のか、日時、場所、立ち会い者等について教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

要望書の提出の状況でございますけれども、5月7日の月曜日、午後1時30分から役場庁舎の応
接室におきまして行いました。1時間以上にわたってやりとりが交わされました。町側からは、角田
町長、それから調査研究委員会の石川会長様、群馬県側からは県土整備部の下水道環境課長と次長、
同課の流域下水道係長と下水道総合事務所の所長が見えられました。このほか、立ち会い者といたし
ましては、古橋副町長と私と、あと担当の係長の計9名が同席をいたしました。

また、ちょっとご質問にはなかったのですが、その要望書の提出につきましては、昨日、印
刷、発行されたばかりの「広報たまむら」の中でも掲載をさせていただきましたので、その辺につき
ましては、町民の皆様を知っていただけるかなというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 今回の要望書の中の1点目ですが、処理水の再利用については今まで何度も
議論がされてきました。高度処理をした上で処理水の一部を再利用することを研究するとか、当初か
ら全体計画の中で設置することが位置づけられているとか、処理施設の設置場所は沈砂池ポンプ棟の
北側だというようなことが何回も記録として残っております。

にもかかわらず、直近の監視体制機構委員会がことしの2月13日に開催されました。私は、備前
島議員、石内議員と一緒に委員として出席しました。その時点で、ある委員からの質問に対して県の
回答は、放流水のBOD値は10ミリグラムリットルであり、現在の放流水のBOD値は4ミリグラ
ムパーリットルであることから、現状においては3次処理の必要はないと考えていると、こういう回
答がありました。

また、別の項目では、利根川流域別下水道整備総合計画に基づき、適切な時期に導入することとし
ているというものでした。この総合計画の中身について後日問い合わせしたところ、河川の環境基準
を定めるものであって、利根川の場合にはBOD値は2.0であるが、現状は放流地点においても
1.0で済んでいるというお話でした。現在、BOD値というか、流入量が少ないということを前提
にして3次処理の導入時期を検討しているわけですが、今回の回答を踏まえると、現状ではまだま
だ先延ばしになるおそれがあるかなと、こういうふうに解釈せざるを得ません。

その上に、先日、5月28日の上毛新聞に、群馬県は第5次県汚水処理計画を策定したという記事が掲載されました。その記事の要旨は、汚水処理普及率、5年先送りというタイトルで始まり、汚水処理施設の配置の効率化を図ろうと策定した、人口密度が低い地域で汚水処理の手法を見直し、約4,400ヘクタールの集合処理区域を合併処理槽によって整備する区域に変更すると、計画どおりに施設が整備されれば、家庭から河川などに排出する汚れの量は27年度までに昭和初期と同程度の水準に改善される見込みということで終わっています。このことについても気になりましたので、県に問い合わせしてみました。答えは、今すぐどんな影響が出るかわからないという返事でした。いずれにしても、上記項目2点目の不明水の流入問題に関しての検討も含めて、群馬県からの正式な回答を受けてから関係機関みんなで協議する必要があるかと思います。

ところで、県からの回答はいつ来ることになっているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

要望書の提出の際に、町長から具体的な回答につきましてはいつごろになるのかというような質問のやりとりがございました。そのときに県からは、流域関係市町との協議が必要になるということで、県もそちらとの回答のすり合わせも必要だということで、具体的にいつというようなお答えはなかったのですけれども、できるだけ早く回答しますということでお返事をいただいております。5月にお渡ししました要望書でございますので、こちらのほうとしましても県に確認を行いたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 多少時間はかかっても、先ほどのお話のように、できるだけ具体的な提案が含まれた回答が来ることを待っていたいと、こういうふうに思います。

それから、先ほどの2点のほかに、懸案になっている事項について幾つかお答えいただきました。そのうちの1つ、水処理の覆蓋について、こちらも当初から計画されていたわけですが、現在水処理が5系列まで終わっているという状況ですが、先ほどありました、阪神・淡路大震災を契機に耐震基準が見直された結果、第1系列から第3系列までは構造的に耐震補強が必要になっていると、こういうふうに伺いました。先日先方さんに確認したところ、第1系列は既に終わっているが、第2系列を現在計画中、第3系列についてはまだ全く、これからということで、最終的には順調に進んでも36年度になるだろうという返事だったと思います。いずれにしても、現在進めている工事は、機械設備等の更新あるいは修繕に合わせて耐震補強、構造設計を見直しているということですので、時間がかかるのだということです。いずれにしても、先ほどの答弁にもあったように、将来の覆蓋工事を想定して構造設計をやっているし、耐震補強もやっているということですから、まだまだ時間がかかるのだ

と思いますけれども、先方さんの進捗状況には、慎重に推移を見守っていくということになるかと思ひます。

もう一点の水防法の一部改正による見直しについて、先ほど既に群馬県のほうで動き始めたというお話がありました。先ほどのお話のように、従来の計画規模浸水想定では全く問題がなかったのですが、ゼロだったのですが、今回の想定によりますと、処理場敷地の中で水深は零から0.5メートル、場所によっては3メートルから5メートルだということが記載されています。その3メートルから5メートルの範囲に水処理施設があります。県のお話ですと、その水処理施設は、最悪のことを考えてという、現状は低いのですけれども、堤防をつくってかさ上げをして囲ってあるというような話がありました。しかし、今回こういう想定図が出たということで、実際にことしから予算をつけて測量を始めるというお話でした。70年前のカスリーン台風の2倍の雨量、1,000年に1度の被害想定ということですが、それがあした起こる可能性も全くないわけではないということをお話していました。県としても、このことについては非常に真剣に対応してくれるということをお話を私に感じました。

それから、続きまして、総合運動公園の継続使用について伺います。先ほど、現在の公園の部分は新しい処理場施設の計画の範囲外になっているというお話がありました。私、気になっているのは、たしかもう七、八年前だと思ひますけれども、一度、処理場が県から要するに返せと言われていて、継続して使用できるのかどうか心配だと、こういうことが話題になったことがあります。それから、現地に群馬県行政財産使用許可という標識が立てられています。そちらの使用許可は、平成28年4月1日から31年3月31日までと、こういうふうに記載されています。前のことがあったので心配なのですが、正式に県との間で文書の確認みたいなものがあるのでしょうか、伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） ご指摘のとおり、現在の行政財産の使用許可につきましては今年度末で満了となります。先ほど町長が答弁しましたとおり、県にも確認を行いまして、施設の建設設計範囲に総合運動公園の敷地が現在のところ含まれていないということでございますので、町のほうから使用許可申請を行えば、新たに使用の許可が更新されて、当面の期間、総合運動公園を現状のとおり利用できるものというふうに理解をしております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 私は以前、県と町との書類を見た記憶があります。一度調べていただければなと思ひます。

以上で1項目めの質問を終わりますが、私は4月から、先ほど来出ている調査研究委員会の副委員長ということで任されております。石川会長を初め、長年にわたって町のためにご苦勞なさり、地元への還元事業等で大きな形跡を上げてきた委員の皆さんに敬意を表したいとも感じています。私は新

参加者ですが、このメンバーの中で一生懸命に勉強して、少しでも多くのお役に立つことができるように勉強したいと思います。

最後に、町長から、町の責任者並びに監視体制機構委員として、調査研究委員会等に対する思い等を含めて一言お願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 調査研究委員会への思いということでございますが、昭和60年にいわゆる処理場建設の協定ができたわけでございますけれども、それに対する調査研究委員会の果たした功績は大変大きかったというふうに考えておりますし、その後、稼働をしてからは、公害防止協定あるいは工場排水問題、あるいは毎年行っております放流水の監視等、大変、調査研究委員会もそうですけれども、監視体制機構等の役割というのは非常に重要なものであるというふうに感じております。

今回、調査研究委員会と私、町とで要望書を出したわけでありましてけれども、町としても今後、処理水の再利用あるいは不明水の対策等、調査研究委員会と十分検討して、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 続きまして、2点目の玉村町総合運動公園についてお伺いいたします。

まず、遊具についてですが、先ほどの答弁にありましたように、以前は11基あったというのが、現状で残っているのはブランコ4台と1人乗りの木馬2基だけという状況です。なおかつ、そこには、ここは子供広場ですという標識が今もついておりますし、もともとあった総合案内図が、管理棟の西側に今でもついているのですが、全部、先ほどの11基の遊具がまだ残っているというか、そのままの状況で残っております。ですから、これについても、先ほど時間をかけてでもいろいろ前向きに検討していただけるということですが、現状と整合していないということですので、対応が必要かと思っております。もともとのこの公園は遊具が相当ありまして、私も子供たちが小さいころ、あるいは孫を連れて何回も行った、孫を連れて遊ぶのに絶好の公園でした。できるだけ早く遊具について検討を進めていただき、ぜひ設置をお願いしたいと思います。

それから、ピラカンサの問題です。現地に行ってびっくりしたのですが、現在、とげのある木です、さわらないでくださいという標識がついています。でも、これは本当に、先ほど簡易と言いましたけれども、本当に簡易で、ビニールのロープがしてあって、危険だから近寄ると、こういう標識がしてありますが、現状では、とげのある木です、さわらないでくださいという、文字の読めない子でもそこに行けると、そういう状況で放置されています。私は、なぜここにピラカンサがと、こう思ったのですが、山ノ内町の木はリンゴ、それから花は何だったかな、花も書いてあったのですが、少なくとも何でピラカンサなのと思いました。先ほどお聞きしたように、長野オリンピックの記念植樹だと

いうことですが、なぜ長野オリンピックの記念植樹を玉村町に植えるのかなというのが素朴な疑問です。特に赤い実がついて、子供たちには非常に人気がある木だと思いますので、先ほどの囲いですか、それをどういう形でやるのか、結論をできるだけ早く出していただいて、早急に対応していただきたいと思います。これはいつごろ設置していただけるのでしょうか。今わかっている範囲でお答えいただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 今わかっている範囲ということでございます。

そもそも、あそこに設置をするときには、指定管理者とも協議をいたしまして、柵はつくるというように理解をしていたのですが、現在のところ、議員がご指摘のとおり、ロープが張ってある程度ということでございます。先ほど町長が答弁いたしましたとおり、景観を考慮しながら、木のような柵をまず設けて、またそれだけでは不十分かとも思いますので、幹の周りに金属のようなものを巻きつけるようなことも現在想定をしております。これにつきましては、予算を町で用意する必要があると考えておりますので、現在見積もりをお願いしている状況でありますので、そちらのほうが出ましたらば、何らかの形で予算の確保のご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 今現在も危険な状態だと思いますので、できるだけ早い対応をお願いします。

それから、その件で総合運動公園に伺ったときに、利用者アンケートというのが指定管理者から、現地に置いてありました。それについて、今までどんな評価になっているのか、あるいはそのアンケートの結果によって反映されたことがあるのかどうかお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 総合運動公園のアンケートなのですが、指定管理者の業務仕様書において、地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させることになっていることから、指定管理者のほうで自主的にアンケートをとっていますが、緊急の場合を除いて年度末にスポーツ振興室のほうへ出されます。そんな中で、早急に対応するもの以外でなく、意見というのを管理に反映させながらやっていっているわけなのですけれども、アンケートの内容についても、先ほど新井議員から指摘があった、遊具についての意見が撤去した年にちょっと多かったなというのがありますので、今後、優先順位を見直した上で整備していきたいと思っています。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） いずれにしても、立地条件に恵まれた総合運動公園ですから、今はどちらか

というと、野球場だとかソフトボールだとかテニスコートだとか、大人たちの公園になっているという感じがあります。今以降、子供たちも一緒に、今より大きな歓声あるいは笑顔があふれる公園になることを願って、次の質問に移りたいと思います。

3点目の技術者について伺います。先ほどの説明によりますと、土木に関する技術者はいると、しかし建築についてはいないと、こういうお話がありました。例えば土木の資格にしても建築の資格にしても、ほとんどが学校を卒業した時点では受験資格がないと思います。卒業してから、ある期間、実務経験を得てから、そういう資格に対する受験資格ができるという状況だと思います。それは民間も同じだと思いますが、町として、先ほど、今回土木技師の採用を募集したと、昨年、3人ほど名乗りが上がったのだけれども、実際には実らなかったというお話を伺いました。もちろん、現在、現状では、技術者がいないから、施工者が手抜き工事をするとかということはないと思います。私、それは自分の経験からも言えるのですが、施工する側あるいは設計する側として、発注者側にそういう技術を持った人がいるということだけでも、設計する者も施工する者もよりよいものをつくるかなと、そういうことを感じるということがあろうかと思います。私は、関係する人方の、1つは、経験あるいは実績が重視される中で、現在いる人方の人事のローテーション、どんな形でされているのかだけお答えください。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） お答えいたします。

今現在、技師、技術系の資格を持っている職員が全部で5名ほどおります。総務課の契約管財係に1名、それから都市建設課に1名、それから上下水道課の工務の係に1名、済みません、都市建設課は2名です、申しわけございません。それから、上下水道課についても2名ということで、全部で5名ということで配置されております。職員については、こういった事業系の課ですか、こちらのほうに配置されるというのがほとんどであります。そちらのほうにつきましては、おおむね3年から5年、長い職員については10年くらいいる職員もおりますけれども、そういったことで、定期的にそういった課に人事異動で配置されるということになっております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） いずれにしても、経験、積み重ねが大事だと思いますので、考えていただきたいと思います。それから、現在そういう形の仕事をされている皆さんに、今よりなお一層、そういう技術、資格取得に向けて勉強していただければなど、こういうふうに思います。

時間もありますので、最後の項目に移りたいと思います。公用車へのドライブレコーダー設置についてです。まだ記憶に新しいと思いますが、先日の新潟、小学校2年生の女子殺害事件についても、

なかなか犯人の決め手がない中で、最後の決め手はドライブレコーダーにその車が映っていたということがあったと思います。犯人の特定にその映像が役立ったということ、当日、そこに車が何台も映っていたということです。私は、防犯カメラの映像は自分の目で確かめたことがないのですが、現在のドライブレコーダーの映像は非常に鮮明です。先ほどの答弁の中でもありましたけれども、公用車の危機管理にも役立つかと思えます。万一交通事故を起こしたとき、あるいは当て逃げされたとき、それから危険ドライバーに遭遇したとき、あるいは誤って検挙されたとき等に、そのレコーダーを見れば町として防衛というか、堂々と話ができるという状況もあるかと思えます。

先ほど町長のお話の中で、たまりんには全てついていると、それから消防車等にもついているというお話がありました。現状では全部で何台なのでしょう、先ほどの数は。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 公用車のドライブレコーダーの設置についてのご質問でございますが、現在町のほうで管理している公用車、通常の事務で使う車両及び特別な緊急車両等ございますが、全部合わせて92台、町の所有という形になっております。そのうち、ドライブレコーダーがついている車両といたしましては、先ほど町長のご答弁がありました、消防署にある救急車及び指令車、それとあと消防団のほうで使用しているポンプ車でも、第1とたしか第10分団だったと思うのですが、その2車には今現在ドライブレコーダーが設置されております。それと、たまりんの4台という形になるわけですが、それ以外の車両については、公用車の中では今現在ドライブレコーダーを設置している車はございません。

議員のご指摘のとおり、確かに今現在、職員の安全運転意識の向上であるとか事故発生時の責任の明確化、また動く防犯カメラというような位置づけ、あとは犯罪防止効果、ドライブレコーダー設置車みたいなステッカーを添付することによって犯罪の抑止効果も期待されているところで、全国的にはそういったものを、ドライブレコーダーを公用車のほうに設置する、そういった機運が高まっているのかなと思います。県内では、近いところで太田市が今年度全車に設置を行うということで、契約のほうが済んでいるようです。当面、先ほど町長からのご答弁がありましたとおり、こちら、環境安全課のほうで管理している交通指導車と青色パトロール車、そちらにつきましては設置のほうを研究させていただきまして、その後、それ以外の公用車につきましては総務課管理という形にはなってくるので、私のほうからはお答えすることはできませんが、いずれにしても、最近では性能が向上し、また価格のほうも下がってきておりますので、まずは当課のパトロールに使っている車に設置のほうを研究してまいりたいと、そのように考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 30年度の予算で防犯カメラ設置事業として700万円が計上されています。

先ほどから重要だということも認識されているようですから、町の公用車の中で、主に玉村町内を走ることが多い車から優先順位をつけて、ぜひ、防犯カメラの台数を減らしてでも、ドライブレコーダーに予算をつけてみたらどうかということをご提案したいと思います。

以上で私の質問を終わりますが、今までの4項目について、最後に町長から一言お願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 4項目ということで、最初から最後までということでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 一番、これはやるということで結構です。よろしくお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後0時22分休憩

午後0時23分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 今までの新井議員の質問の中で、私がぜひやりたいということという意味で理解してお答えしたいと思います。調査研究委員会の委員長と私とで出した県への要望書、これを回答いただくということになっておりますので、その回答いただいた後、後といたしますか、いただいた後、ぜひとも処理場の有効利用という点に関して一歩踏み出したいというふうに思っております。どのような回答をいただけるかということもありますけれども、町といたしまして、あるいは調査研究委員会とも話し合った上で、今後そのような方向で進めていくことができれば大変ありがたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 以上で終わります。ありがとうございました。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。午後1時30分に再開いたします。

午後0時24分休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、8番三友美恵子議員の発言を許します。

〔8番 三友美恵子君登壇〕

◇8番（三友美恵子君） 改めまして、こんにちは。8番三友美恵子でございます。きょうは傍聴の方がいらっしゃらないので、ちょっと寂しいですが、頑張っってやっていきたいと思ひます。昼食後の気持ちのよい時間ですが、皆さん、おつき合ひ、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

質問に移らせていただきます。1番、玉村町総合計画後期計画についてお伺ひします。重点プロジェクトの成果管理の取り組みについて伺ひます。

また、以下5項目の進捗状況についてお伺ひいたします。1番、企業進出促進プロジェクト、2番、地域資源リデザインプロジェクト、3番、土地利用見直しプロジェクト、4番、移住促進プロジェクト、5番、公共交通充実プロジェクト。

大きな2番といたしまして、たまりんの充実を求むです。重点項目の公共交通の充実とあわせて、たまりんの充実が将来の玉村町にとって不可欠であると考えます。町長のお考えをお聞かせください。

大きな3番です。財政再建の道筋を示せ。将来の玉村町のための財政再建の道筋を具体的な数字をもってお示しください。

以上、第1の質問といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 早速、三友美恵子議員のご質問にお答えいたします。

玉村町総合計画後期計画の成果管理についてのご質問でございます。総合計画の成果管理への取り組みとしては、各課の予算編成時に総合計画の内容を反映させるため、毎年の実施計画を作成する際、必要に応じ、総務課財政係、企画課及び事業担当課とでヒアリングを実施し、ローリング方式での見直しを行っております。結果については、町ホームページにも公表しております。特に重点プロジェクトに該当する事業は、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されている施策と重なりますので、玉村町総合戦略推進会議を開催し、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標、KPIの検証を行い、目標の設定や達成状況について成果を取りまとめています。

続きまして、総合計画後期計画の重点プロジェクトの進捗状況については、それぞれ実施している具体的な事業の状況を説明いたします。まず、1、企業進出促進プロジェクトにつきましては、平成25年度から東部工業団地西地区拡張事業を進めており、今年度中に企業へ分譲できるよう、現在造成工事中であります。分譲の申し込み受け付け期間が平成30年6月8日までとなっており、その後、企業から提出された事業計画書や決算状況等の内容を精査し、選定してまいります。さらに、新たな

事業用地の確保をするため、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区の市街化区域編入手続を進めてまいります。

次に、2、地域資源リデザインプロジェクトにつきましてお答えいたします。まず、風景を活用した集客といたしまして、たまむらの風景フォトコンテストを開催しております。平成28年度から開催し、町内外から玉村町の四季折々のすばらしい作品の応募をいただいております。今年度は、玉村町にまだ眠っている魅力の発見につなげるために、風景、景観、祭り以外にも、まだ知られていない玉村町の作品を募集するとともに、高校生や大学生の視点からの応募をいただくために高校生・大学生部門を設けたいと考えております。

また、動植物を活用した集客といたしまして、岩倉自然公園水辺の森を愛する会が角淵の水辺の森公園におきまして毎年2回、自然野鳥観察会を春と冬に開催しており、東武トップツアーズによるツアーのコースにも組み入れられました。オープンガーデンでは、今年度も玉村町華倶楽部に所属している22カ所の個人宅や企業で開催され、バラが見ごろの4月下旬から町内外からの見学者でにぎわっております。

また、歴史的資源を活用した集客といたしましては、明治時代の建造物で、幕末の郷校の流れをくむ嚮義堂について、この秋に歴史資料館で特別展を開催し、現地見学会を計画するなど、多くの方に周知をする予定であります。

次に、桐生信用金庫所有の赤れんが倉庫や江戸時代以降の主屋や酒蔵が残る和泉屋につきましては、隣接する玉村八幡宮とともに重要な地域資源でありますので、町としてどのように活用ができるのか、その方向性を模索しているところであります。

次に、3、土地利用見直しプロジェクトの進捗状況についてお答えいたします。まず、大規模指定既存集落につきましては、群馬県開発審査会の審査を経て、昨年の平成29年6月1日に群馬県知事より指定を受けました。これにより、市街化調整区域内の大規模指定既存集落内及びその周辺区域において、申請者の居住期間及び勤務期間が通算10年以上あることなどの一定の要件を満たすことで、自己の居住用の専用住宅の建築を行うことが可能となりました。

次に、空き家バンク創設につきましては、空き家等対策において重要な施策の一つであり、人口減少対策の一環として定住促進にもつながると期待しております。今年度、玉村町空家等対策協議会において玉村町空家等対策計画を策定し、空き家バンクの創設についても検討してまいります。

次に、4、移住促進プロジェクトにつきましてお答えいたします。農業体験プログラムといたしましては、東武トップツアーズによるブロッコリー収穫体験、タマネギ収穫体験、麦穂摘み体験を実施いたしました。食事も玉村町産の食材を提供しており、収穫体験と絡めた食につきましても、玉村町に対する関心を高める効果があるものと考えております。さらに、当町では、これから農業を始めてみようと考えている方を対象に農業塾を開講しており、現在19名の方が農業実習を基本に受講しています。また、農業の体験場として、町では4つのふれあい農園を開設しており、現在、全159区

画のうち3区画しかあきがない状況となっております。

玉村町版生涯活躍のまち構想づくりにつきましては、昨年度、玉村町版生涯活躍のまち事業計画を策定しました。今後の高齢者人口の増加を見据え、町内外の高齢者が安心して暮らせるまちづくりとして捉え、子育てのしやすさや周辺地域への企業の進出、大学の集積などの地域性を生かし、若者やファミリー層の転入を促し、多世代が共生する生涯活躍のまちの実現を図るために37事業の推進を掲げており、それぞれの担当する課が主体となって、関係する企業や大学、団体などと連携し、事業を推進してまいります。

次に、5、公共交通充実プロジェクトにつきましてお答えいたします。道の駅玉村宿を拠点とし、高崎駅、前橋駅、伊勢崎駅に向けた通勤通学バスを充実させて、公共交通を利用する通勤客、通学客などの利便性を高め、転入者の増加を目指すとしており、その充実策の具体的ビジョンとして、通勤通学バスの運行計画の策定や町内のバス交通の再編計画の策定の2点を主要事業として掲げております。

玉村町における公共交通網につきましては、民間の路線バス、乗り合いバスたまりんに加え、タクシー利用補助券の実証実験を行っており、その申請時にたまりんを含めた公共交通全般についての意見募集を行っております。また、本年度、群馬県が東毛広幹道へのバス高速輸送システムの導入について調査を行う予定であるため、これらの施策とも整合を図りつつ、計画の策定を見据えたいと考えています。

次に、たまりんの充実についての質問にお答えします。乗り合いタクシーたまりんは、平成13年度から運行を開始し、ことしで17年目を迎えました。現在の運行コースや時刻表につきましては、高齢者の通院や買い物及び学生や勤労者の通学や通勤等の目的に利用しやすいよう、町内4コース、町外2コースの計6コースを設定しております。平成29年度の年間利用者数については、全コースの合計で1万4,673人となり、平成18年度をピークに年々減少傾向が続いております。

現状のたまりんは、10人乗りのワゴンタイプの車両3台を使い、それぞれのコースを効率よく運行できるようダイヤ編成をしておりますが、利用者からは、バス停までが遠い、運行本数が少ないなどのご意見をいただいております。現在、「広報たまむら」の平成30年4月号においてたまりんの再編に関する意見募集を行っており、また現在実証実験として実施しているタクシー利用補助券交付申請時においても、たまりんを含めた町の公共交通全般に関するアンケートを行っております。これらを踏まえて、今後、6月から立ち上げを予定している、庁内関係課で組織するたまりん再編についてのプロジェクト会議において、町民が利用しやすいたまりんについて、町としての考え方を検討、整理する予定であります。

次に、財政再建の道筋についてお答えします。初めに、財政再建とは、私が公約の一つに掲げた財政の健全化とほぼ同じような意味合いで使われるもので、一般的には、歳入と歳出の差である財政収支を改善し、債務残高、いわゆる借金を削減することでございます。

財政の健全化を目指す上で特に私が着目した点は、経常収支比率の硬直化と財政調整基金の減少でございます。まずは、財政構造の弾力化を示す経常収支比率では、ご承知のとおり、平成28年度決算において97.8%と、県内市町村と比較しても高率を示している点で硬直化傾向にあります。また、財政調整機能の役割を果たす財政調整基金では、ピーク時では30億円以上あった基金も近年では減少が著しく、平成30年度末現在高では9億7,300万円程度と見込まれ、このままの財政運営をしていけば、あと数年で収支の均衡を保つことができなくなるのは十分理解していただけるものと思っております。

よって、玉村町が将来にわたって持続可能なまちづくりをしていくためには、基金や借金に頼らない財政基盤の確立のため、歳出改革を推し進めることが重要であると考えております。そのために、平成30年度の予算編成においては、未来につながる予算に重点配分を行う一方で、既存事業を見直し、選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドにより編成を行ったところでございます。

そこで、三友議員の将来の玉村町のための財政再建の道筋を具体的な数字をもってお示しくださいとのご質問でございます。今後の道筋といたしましては、まず経常収支比率を95%以下に抑制し、将来的には90%以下を目指し、未来への投資として新たな施策が継続的に展開できるよう、財源の確保を図ってまいります。

次に、年度間の収支の均衡を持続的に保つため、財政調整基金の取り崩しを5億円以下に抑制し、将来的には3億円程度で賄えるような財政構造の転換を図ってまいります。また、公債依存度を5%以下に抑制することを目指し、債務残高を減少させることにより、歳出においても公債費支出の抑制を図ってまいります。

これらの実現には、歳入の増加策とともに、やはり歳出の抑制が重要な取り組みとなります。そのためには、来年度の予算編成に向けて削減可能な事務事業等の見直しが不可欠であり、既存の町単独事業の見直しを最優先に再点検を行い、可能な範囲で歳出の抑制、削減を図っていきたいと考えております。なお、この削減のうち、未来への投資として新たな施策に投じる財源を少しでも確保したいと考えておりますが、削減分をそのまま他の事業に使ってしまうとは財政運営の持続性の確保につながりませんので、その点はぜひともご理解をいただきたいところでございます。

いずれにいたしましても、これらの実現には越えなければならないハードルは非常に高いものと認識しておりますし、行政サービスの低下を最小限にとどめ、年度間の収支の均衡を保ち続けることは我々行政の当然の責務だと思っております。今後におきましても、町民の皆様を初め議員の皆様方にもご理解とご協力を賜りながら、この玉村町が将来にわたって持続的に発展していけるよう、健全な財政運営に向けて引き続き職員とともに鋭意努力してまいりますので、何とぞよろしくご厚意を申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） それでは、自席から第2質問をさせていただきます。

成果管理の取り組みについてということで、成果管理をやっているようなのですが、なかなか私たちが正確に把握するような資料は出ていないような気がするのですけれども、そこについてはどうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

議員の皆様が把握できるような資料がないというようなご指摘でございますけれども、重点プロジェクトの成果管理につきましては、職員の中でヒアリングでも行っているのですけれども、このほかに総合戦略推進会議、そちらのほうでも議題に出しまして議論をしております。その中には、当然、この事業についての目標、このぐらいの数値を設定いたしまして、それを達成しているかどうか、そういったことを議論しております。そういった中で成果管理のほうはやっているのですけれども、またその資料を確かにお配りしていないというような現実もございますので、ちょっと何もしていないような感もあるかと思うのですけれども、主にそういった会議の中で進捗管理、成果管理を行っているというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） その会議の議事録などは見られますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

もちろん、会議が終わった後、議事録を作成しております。ただ、要点記録という形になっておりますけれども、委員さんからの質問、職員の答弁、それからその会議に出しました資料がその中にありますので、それを見ていただければ、重点プロジェクトといいますか、総合戦略の事業がどのように目標が設定されていて、それについて検討がされているかというのがおわかりになるのではないかなと思います。公開のほうはできると思います。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） これから、では公開の、見させていただきたいと思います。

それでは、次に一つ一つの、企業進出促進プロジェクトでしたよね。25年、東部工業団地、今年度分譲ということで、もうすぐ締め切りとなると思いますが、ここには多くの企業が手を挙げているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

3月8日から6月8日、今週いっぱい受け付けということなのですが、現在、区画割りは大きいのと小さいのを合わせて8区画ありますが、9社の方が現在申し込みを出されている状況です。特に大きい区画については、3社、4社、重複されて出ている状況です。一応、今週いっぱいですので、まだ数社出てくる可能性がありますので、また締め切ってから報告したいと思っています。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ぜひそこもやっていていただきたいと思います。

あと、スマートインターチェンジ北の20ヘクの開発のことなのですが、そこら辺は今編入手続きを進めているということなのですが、最初に言わなければいけなかったですね、副町長にお伺いいたします。そこら辺の都市計画の変更とか、そこら辺について、これからどんなふうになっていくとか、進捗状況、わかりましたら教えていただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） お答えいたします。

現在、県の、県土整備部の都市計画課に工業団地、市街化区域編入をする区域等を示して協議しておりまして、今後、都市計画課と今度、県の農政部と協議して、農振区域の調整等に入っていくというふうに考えております。その後、関東農政局とか、そういう協議があると聞いておりますが、32年度の市街化区域編入を目指して、今そういう調整を行っているところでございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ということは、32年度にその調整が行われるということで、もし、開発は今、その20ヘクだけなのですが、何かいろいろと、広幹道の周りに民間の開発のところ、開発したいというような話も幾らか、ちらほら出ているのですが、そこについては、それは民間でやることであって、町は全然関係ないということでしょうけれども、それと開発自体の、県の都市計画を、開発していいところの区域というのは玉村町にこれだけとか、これ以上はさせられないよとか、農振除外はここまでだよとかいうような、そういうような縛りはあるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） ただいまのご質問なのですが、基本的には市街化区域が開発の対象でありまして、調整区域につきましてはいろいろな条件がないとできないと、そういう中で市街化区域の編入

という行為を行って、今新たなスマートインター北側の開発を行いたいと考えておりますが、三友議員の質問は民間でどうかということなのでございますが、おおむねそういう優良な開発希望地が農振地域であるというようなことがありまして、いわゆる農業と工業の均衡ある開発、発展というような整備の考え方の中で調整が行われるということがありまして、ご存じのように結構ハードルが高いというのが現状であります。一般的には、県、町で都市計画マスタープランをつくるときに、今後開発すべきようなところというのを調整しながらやっておりますが、大変、今までもその辺は苦労してきたところでございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 町としては今、スマートインター北のところの開発、それだけを市街化区域編入にするということで、ほかにそういうことをしようというような計画は町としてはもうないのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） とりあえず、今、スマートインター北側を最初の第一歩としてやりたいと思っているところでございまして、次の展開については、まずスマートインター北を成功させて、あるいは成功しつつある時点で考えていきたいかなと個人的には思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 将来の歳入の確保ということで、ぜひその20ヘクは確実にやっていただかなければならないと思いますし、その後の展開も徐々にやっていっていただかないと、町の歳入がふえないことには、なかなか町がこれから立ち行かなくなってしまうということがありますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、この20ヘクのところにはどのような産業を集積しようと思って、町は計画を立てているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） その辺につきましては、どういう産業が町にとっていいのかだとか、今回の東部工業団地につきましても、雇用だとか税収だとか、あるいは企業の健全度だとかというのを総合的に評価して選定するという方針になっておりますので、スマートインター北につきましても、その時点でどういうのが町にとって一番いいのかというのを考えながら進めていくことになろうかと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 市街化編入の時点で、工業系か、商業系かというのを選ばなくていいのですか。開発について。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 基本的に、商業系については県の姿勢が大変厳しいというのが実態でございます。ご存じのように、玉村町の周辺でも、前橋南インターにあれだけの商業集積地がありまして、伊勢崎市に行くとスーパーモールいせさきがある、高崎市には駅周辺に立派なデパートとか何かが集積して北側にあると、結局、人口が減る中でお店というのが取り合いになっていって、最悪のケース、どこかが進出してきても、パチンコ屋さんがいなければいいのですけれども、パチンコ店みたいところで、いつの間にかなくなってしまっって荒地になっていくというような状況も懸念されますので、そういうことで、県は商業系は極力排除したいというような姿勢を持っております。私もそれに近いような考え方は持っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後2時1分休憩

午後2時1分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） わかりました。途中で切れてしまったので。

次に移ります。もう一つ聞こうと思っていたのですが、工業系の進出ということでやっていくわけですが、今の段階としては、それに対しての、進出企業にアタックするとか、どんな企業に来てほしいというような、モーションはかけていないのでしょうか。まだそこまでは進んでいないのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 現時点は、まずは市街化区域編入をしっかりとやり遂げたいというところがございます、そこまで及んでいないというような状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

[8 番 三友美恵子君発言]

◇ 8 番 (三友美恵子君) 済みません、私はせっかちなもので、何か先へどんどん進んでほしいなというような考えを持っています。

次は、大規模指定既存集落の適用ということで、現在この適用を受けている件数は、そんなことを聞いてはまずいですか。

◇ 議長 (高橋茂樹君) 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋 茂君発言]

◇ 都市建設課長 (高橋 茂君) お答えします。

昨年の 6 月 1 日から大規模指定既存集落ということで、市街化調整区域の規制緩和ということになりました。こちらについては、規制緩和といっても、何でも建てられるようになったということではなくて、やはり地域の既存集落のコミュニティーというものを大切に作る制度です。玉村町にゆかりのある、10 年以上勤務していたりした方が、同じ中学校区、そちらのほうに家が建てられるということです。一番、分家住宅と大きな違いは、線引き前からおじいさんなどが持っていた土地についてのみだったのですけれども、こちらについては、線引き前から住んでいる人が 3 親等以内において、極端に言うと、土地を購入して建築できるというふうな制度です。住宅については前橋土木事務所のほうで許可がおりますけれども、住宅以外の用途については県の審査会のほうにかかって許可がおりるという状況になります。規制緩和になったからといって、どんどん、どんどん家が調整区域にふえていくということではなくて、ゆっくりのスタートの状況になっております。

以上です。

◇ 議長 (高橋茂樹君) 8 番三友美恵子議員。

[8 番 三友美恵子君発言]

◇ 8 番 (三友美恵子君) わかりました。

ちょっと済みません、前に戻らせていただきます。地域資源リデザインプロジェクトのところなのですが、歴史資産を活用した集客ということで、嚮義堂の特別展をやるということです。あと、赤れんが倉庫と和泉屋さんのところで八幡宮との活用を模索しているということですが、今後この展開について、今始まったところだと思うのですが、これはとても町にとって大事な施設であり、今後これをしっかりと活用していかないと、町に何もなくなっていってしまうと思うのです。ここの活用をしっかりとやっていただきたいというのが今回の主な質問の内容になっているのですが、これについて今後、できる限りのことでいいのですが、教えていただければと思うのですが。

◇ 議長 (高橋茂樹君) 生涯学習課長。

[生涯学習課長 宇津木雅彦君発言]

◇ 生涯学習課長 (宇津木雅彦君) 嚮義堂については、まず、先ほど町長から答弁があったとおり、広くみんなに知ってもらおう関係で、玉村町の学校の始まりという特別展を 10 月 4 日から開催したい

と考えています。その中で展示パネルとパンフレットにより紹介をしていき、記念講演も行いながら、その資産価値の調査を今後していければと考えております。

あと、赤れんが倉庫につきましては、今、ふるさとまつりや産業祭といった、そういった一過性のイベントだけで利用となっていますけれども、その辺については、しばらく、当面の間はこんな感じで使っていければと考えています。

そんな中で、今、八幡様の正面の井田酒造の和泉屋さんの、これを優先課題としまして、役場内の関係課長を集めた検討会議を5月に実施しました。メンバーは、総務課長、企画課長、経済産業課長、都市建設課長、環境安全課長、そして事務局の私の生涯学習課と副町長、教育長を交えて検討していきます。玉村八幡宮を核とした歴史、文化交流の拠点として、玉村八幡宮の玄関口という景観を損ねないまちづくりの方向性を出せればよいなということで、今、皆さんに知恵を出していただくことで意見をまとめて、アイデアを持ち寄ってもらって、今月下旬に2回目の会議を実施していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 町長にお伺いいたします。

この赤れんが倉庫は、最初は買うというような予定だったのですが、今は宙ぶらりんな状態で、活用も進んでいないという状況で、これからどうするのかということもお聞きしたい。

それからあと、和泉屋さんと八幡宮、ここは絶対残すべき場所だと思います。景観の中でも歴史重点地区に入っておる場所でありまして、今生涯学習課長さんが景観を損ねないようなことをやっていきたいということで、ぜひここは残していただきたいものの一つです。それで、蔵の活用についていろいろ考えていただきたいなと思っております。

私の構想を申しますと、あそこは例幣使道の歴史資料館みたいな形で使用することがいいのではないのかなというふうに思っています。八幡様に、町長はご存じだかどうかわからないのですが、あそこにごい絵馬があるのです。物すごい数の絵馬があります。あの大きな絵馬は、ほかにはそんなにはないと思うのです。ああいう絵馬を町の財産として展示する場所とか、そういう場所もないですし、そういうことに活用していければ、十分活用価値があるし、集客にもつながっていくのではないかとと思うのですが、町長はそこら辺をどのように考えますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 文化財と、それから観光も含めて、どういうふうにしていくかというのは非常に難しい面もあると思います。というのは、やはり維持管理、それからそれを町が購入するとか、いろんな面がありまして、どのようにしたらいいのか。特に和泉屋さんにおきましては、本体と、それから煙突ですか、これに関して早急に結論を出すというようなこともありますので、その辺で町と

してどうするかというのを検討する会をつくるということでございますが、やはり今までの町の歴史あるいは遺産というものをどういうふうに引き継いでいくかというのは非常に大切であります。ここに嚮義堂の話も出てきましたけれども、嚮義堂にしてもそれなりの歴史的な価値があるというふうに認識しておりますけれども、これを残すとなりますと、それ相当にやはりいろいろクリアしなければならない面が出てきているという実情があります。

ただ、一つ一つの歴史的な建造物あるいは文化財等に関しまして、やはり一つ一つ考えたときには、もちろん、この価値あるいは観光資源としての位置づけはないといえますか、それなりのものではありませんけれども、ただ、全体的に見たときに、やはりこういう資源を、ただ観光だけでなしに、後世に残していくというのは非常に大切なことであろうというふうに思っておりますし、現在玉村町の中にも、今まで皆さんがそういうような目から残したほうがいいという建物も多くあるわけですので、どれをどういうような形で残していくかというのは、やはり十分検討した上でやっていかなければならないというふうに思っております。具体的に一つ一つ挙げますと、いろんなご意見があると思いますが、町といたしましてもその辺を整理しながら、一旦壊してしまえばゼロということですので、先ほどの、大変な状況の中で何を残していくかというのを今後検討させていただきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 財政が大変なことはわかっておりますが、今残さなかったらゼロになってしまう、玉村町の大きな損失になると思いますので、しっかり考えていただきまして、残す方向でいただければありがたいと思います。

それでは、少し飛ばさないと、時間がなくなってしまいました。公共交通プロジェクトのことで、ここの町民に対するバスの充実、通勤通学バスの運行計画の策定、町内バス交通の再編計画の策定ということで、これはまだできていないと思うのですが、この間からちょっと調べてみますと、バスの時刻表を見てみますと、なかなか通学には向かない時間のバスになっているのです。子供たちがどこの学校へ行くのかということも想定しながらいくと、ああ、これでは乗り継ぎができないなみたいなところで、玉村町からは高崎市、伊勢崎市、前橋市にバスが出ているのですが、あと新町駅にも出ています。新町駅から電車に乗って各学校へ行く、高崎市までのバスに乗って近くの学校に行くというようなことを想定したバス編成がなされていないということで、そういうことがなされたら、たまりんの活用の中に学生というものが入っていますね。高齢者も入っているのですが、学生も入っていて、学生と高齢者を全部そこに網羅していくというのはなかなか難しいと思うのですが、公共交通に対して本当に何を重点に持っていくか、あとはバス交通、これをもっと使ったらいいのではないかなと思いました。伊勢崎市直行便は、肉の駅ですか、あそこに来るのですね、伊勢崎市のバスは通っていますね。玉村町から、役場から出まして、肉の駅のところを通過して伊勢崎市の市民病院まで行きます。

たまりんをその肉の駅まで運んであげれば、そこから直行便に乗らなくても、伊勢崎市のバスに乗れば市民病院まで行けるといふ、そういう、バスとたまりんをこういうふうには、両方合わせてもっと交通の便がよくなるようにしたほうが良いと思うのですが。

私も今65歳で、65歳以上の免許の返納とかと言っています。今、65で私が免許を返納してしまつたらほとんど動けない、自転車で動くしかない、自転車で行ける範囲はかなり少ないです。そうすると、これから移住の人に来ていただいたり、私たちが高齢者になって、元気な年寄りであるためには、公共交通というのはすごく大事で、どこかへ動けなければ、本当にうちの近所をうろうろしているだけのおばあさんになってしまうと思うのです。そのことを考えると、これからすごく大事な計画をすることによって、玉村町の衰退みたいなものもかわってくるのではないのかな、発展できるか、衰退するかと、結構、公共交通に頼っているのではないのかなと。高崎市の、この間、松本副市長さんの話によりますと、コンパクトシティというよりは、街道沿いにうちが建つのではないかと、交通のあるところにしかうちが建たなくなってしまうのではないのかというふうな話もしていましたが、公共交通というのはすごく大事で、玉村町は交通の便が良いというのは車社会の中での話であつて、弱者にとってはすごく住みにくい町と私は思っています。これを便利にすることが大事だと思いますし、そのための施策として、地域公共交通網形成計画というのがありますが、これを玉村町もやると書いてありますが、これの準備みたいなのは、さっきアンケートと言っていましたので、アンケートもその中に入っていますが、アンケートをしながら利用者からのデータを集めるとか周辺サポーターをふやすとか、いろいろなこれに向かつての情報があつますが、この形成計画に始まる、要するに準備段階というのは始まっていますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

まず、三友議員がおっしゃられるとおり、今現在、通勤通学の利便性を考慮したバスの時刻表になっているかといいますと、なかなか、若干、そのあたりの乗り継ぎはうまくいっていないというふうには私自身も感じております。まず、高崎市、伊勢崎市の市外便のたまりんでございますけれども、一応、それぞれの市町村の公共のバスの停留所には直結はしておりますので、まずそこからそれぞれの市のバスには乗れるわけですが、ただ、時間的なものはなかなか考慮のうちには入っていないものですから、そこで長時間の待ち時間が発生するとか、そもそも目的地へ目的の時間に行けるのかという、なかなかそういった配慮がなされていないというような形になっております。

しかしながら、路線バスがそれぞれ、群馬中央バスと、あと永井バスが走っておりまして、伊勢崎市と高崎市を結ぶ便、伊勢崎便、それと高崎市へ行く便、あとは前橋市方面、あとは新町駅という形なのですけれども、高崎市方面と前橋市へ行く路線バスについては、十分ではないにせよ、通勤通学には多少配慮したダイヤになっているのかなというふうには感じておりますけれども、伊勢崎市行き

につきましては、残念ながらそのあたりは配慮がされていないということでございます。こちら、伊勢崎市方面の路線バスは群馬中央バスの自主路線ということで、一応、町のほうとしては強く、その辺のダイヤについては要望のほうが出せないような状態ではありますけれども、次回のダイヤ改正には町からの要望も強くお願いをしていきたいなというふうに考えております。

公共交通網の形成計画でございますけれども、そのあたりはある程度実効性のある計画、町のほうで考え方なり、それぞれの公共交通の事業者とある程度のものを詰めた段階で、実効性のある計画をつくりなさいというような指針のほうを出されておりますので、今現在準備段階でございます。いろいろなことをやっているわけですが、まずその第1弾という形で、今タクシーの実証実験をやっているわけですが、こちらをうまく、タクシーの事業者さんと、あとはたまりん、あとは公共ではなくて民間のバス、そのあたりをうまく連携させることによってよりよい公共交通網が形成できるのかなというふうには考えておりますので、まずはタクシーの利用の補助券の利用状況、利用の、使い勝手のよさとかを考慮しながら、うまく連携をさせていけたらいいなというふうに考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ぜひ公共交通網のしっかりした計画をつくってください。よろしくお願います。

最後の質問になってしまいましたが、数字を出してくださいということで、大分いろいろな数字を出していただきました。町の大変さもよくわかりました。来年度に向けて、歳出の抑制ということでしっかりやっていきたいという町長のお言葉がありましたけれども、今年度、ちょっと、急に削減がありまして、大分ブーイングが出たりしましたが、来年に向けて歳出を抑制するために、しっかり抑制をするために町はどのようなことを考えているかということで、協議会を立ち上げるようなことをしながら、どんなことを削減していったらいいとか、そういうことをしっかりとみんなに提示しながら、町はこれだけの削減をしなければいけない、そしてこんな歳入の見込みをしているとかという、はっきり、なぜ、みんなが納得できるような、納得できないのではなくて。この間みたいに、何でなくなっちゃったの、何でなくなっちゃったのとみんなに言われるような削減ではなくて、町はこういう状況だから、歳出の抑制をしていかなければならない、そのためにはこんなものを削減していくのだというような、みんなのコンセンサスがとれるような形にしてほしいと思うのですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 今議員がお話しのとおりで、町民の皆様あるいは関係者の皆様に十分説明し

た上で実行に移すというのは大前提でございます。ただ、町といたしまして、無駄なものがあるという観点から今までやってきたわけではありませんので、それぞれに意味があるわけでありまして。総論は賛成ですけれども、各論になると非常にいろいろご意見が出てくるということも現実としてありますので、十分その辺を検討し、そして皆様に説明した上で歳出の削減を行っていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 総務課長さんにお伺いします。

この削減に向けての工程というか、どのようにしていこうと課長さんとしては思っておられますか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 先ほどの町長の答弁にもあったと思いますけれども、これまでと同じように、歳入については、将来に向かって歳入がふえるような政策を図りながら、それから歳出につきましては、できる限り、可能な限り、削減できるものは削減していくというスタンスは変わらないのかなというふうに思います。それをいつまでにどのようにしていくかというのが大事なかなというふうに思うのですけれども、なかなかすぐにそれを成果に出していくというのは非常に難しいかなというふうにも思っています。

経常収支比率につきましても、総合計画等では32年までに92%でしたか、にしていくというような目標が立てられております。今の状態ですと、なかなかそこまでにその目標を達成していくというのは難しいのかなというふうに思っております。ただし、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、まずは95%を目指しつつ、それを達成できれば、次には90%台、90%に近づくような、そういう方策をとっていききたいなというふうに、同じような考えでおります。できる限り早急にやれるように努力していききたいと考えています。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 歳入をふやしていただくのは当たり前のことで、それを95%まで持っていくには大変なこと、どんなことをしたら95%になるのか、ちょっとわからないぐらい大変なことだと思いますが、歳入だけでなく、歳出の削減という、抑制ということで、どうですかね、私たちにもちゃんとわかるような形で、痛みを伴いますよね、歳出の抑制ということは。今までやってきた事業は全部大事な事業でありますし、これを切っていいというような事業はないと思うのですが、それでも削減しなければいけない、抑制しなければいけないという町の状況というのがあるというのでしたら、そこら辺をしっかりと議員にも説明していただき、町民にも説明していただいて、しっかりとした予算が来年度つくれるようお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、一般質問を終わりにいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。再開は2時40分にします。

午後2時25分休憩

午後2時40分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、12番石内國雄議員の発言を許します。

〔12番 石内國雄君登壇〕

◇12番（石内國雄君） 12番石内國雄でございます。一般質問をさせていただきます。今回、一般質問をする中では、玉村町の協働のまちづくり、それから環境整備というような観点から質問をさせていただきます。

1番目の質問が、「水辺の森」の管理を問うということでございます。今現在、水辺の森の管理の状況はどうなっているかということで、その中でもショウビン沼の管理はどう対応しているのかということでございます。アシが繁茂しておりまして、水辺の景観を損なっている状況であると思います。その対策はどうするのかということでございます。

また、同じ問題が6年前にもありまして、一般質問させていただいて、しゅんせつ工事をしております。6年たってまた同じことということではなくて、年ごとに管理していく必要があるのではないか、そのほうが費用もかからないのではないかという形で質問をさせていただきます。

また、町長ふれあい座談会の中でもちょっと話がありましたが、水辺の森は水を使っておりますので、その水質管理についてはどうなっているのかという形で質問をさせていただきます。

2番目に、学校内設置の放課後児童クラブを問うということでございます。玉村町でことしから初めて、学校内の空き教室を利用したところでの放課後児童クラブの設置についての事業の検討が始まっております。そのことについて、今現在の計画に対する進捗状況はどうか、また学校内に学校以外の業者が入るといふ形になりますので、行政、それから学校、事業者の協力体制が欠かせないと考えておりますが、その現状はどうなっておるかということでございます。

3番目が、用排水路の管理を問うという形でございます。用排水路の管理状況はどうなっているかということと、その次に、清掃、管理と地元住民との役割はどうなっているか。これは協働のまちづくりにもかかわってきますが、地域住民の高齢化が進んでいる中で現実にはどのような対応をしていくのかという形でございます。

その中でも、1つ、場所を特定させていただきましたが、古川の管理及び残る水路の歩道化についてどう考えているか。これは、板井のまちづくり事業がありまして、そこでやりましたが、東側のほ

うはふたをして歩道になっております。西側のほうは歩道になっておりません。また、そこは住民の方が清掃活動を深い堀のところをしているということで、その辺の対応はどうなるかという内容でご質問させていただいております。

1回目の質問はここで終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 石内國雄議員のご質問にお答えいたします。

水辺の森の管理についてお答えいたします。今年度の水辺の森公園管理については、清掃、庭木等維持管理、保守点検を業者及び団体に委託しております。ショウビン沼にアシが繁茂して景観を損なっているところのご指摘ですが、ショウビン沼は設計当初から水生植物帯として整備しております。また、公園用地の大半が民地で、公園整備を行う際に、当事業実施に当たっては極力自然保護を優先させるとし、地権者から協力をいただいております。

次に、6年前に行ったしゅんせつ工事についてですが、経年の上流からの土砂の流れ込みにより水場が浅くなってしまったことの改善を主として行いました。これはショウビン沼整備から15年ほど経過した後に実施しており、土砂の堆積状況にもよりますが、同程度を目安とすると、今から9年後には整備が必要であると考えています。

次に、水質管理につきましては、水辺の森公園に流れ込む水は農業用水の流末であり、水質調査は行っておりません。

次に、学校内の放課後児童クラブ設置の進捗状況についてお答えいたします。平成28年11月に放課後児童対策を推進するよう町議会から提言を受け、放課後児童クラブの待機児童対策を推進するために、平成29年度から平成31年度までの3年間の行動計画として放課後子どもたまむらプラン行動計画を昨年度策定しました。その実現のために、昨年度から玉村小学校内の放課後児童クラブについては、玉村小学校長及び運営予定事業者の放課後児童クラブスマイルと打ち合わせを行っているところでございます。

玉村小学校から提供を受ける余裕教室の2教室については、場所は北門から入ってすぐ西側の北校舎の一番東の上下1、2階であります。放課後児童クラブ室として使用できる教室は、専用ではなく、算数等の少人数制の授業で学校が使用しない放課後のみでございます。そのため、放課後児童クラブスマイルからは、余裕教室を終日専用で使えるものではないこと、上下1、2階の2教室を使うことになるため、それに対応した数の児童の見守りのための支援員の人員確保が困難であるため、スマイルでは安全に運営することは難しいとの回答を受けております。そのため、今後は、新たな運営主体として民間の事業者を公募するか、西児童館放課後児童クラブを移転するか、または地元区長や校長先生や保護者代表等で形成する運営委員会を立ち上げるか等について、庁内組織である玉村町放課後児童クラブに係る余裕教室等活用検討委員会に諮り、対応してまいりたいと考えております。待機児

童対策と、児童が校外に移動せず、安全に過ごせる学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブの実現に向けて今後も努力してまいります。今後の進捗状況については、議員の皆様にも報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、用排水路の管理状況についてお答えいたします。水路清掃につきましては、住民のご協力により年1回程度実施していただいております。特にごみが詰まりやすい町内の12カ所は定期清掃の業務委託を行っております。古川につきましては、他の地区同様、年1回、水路清掃で行える範囲にて清掃を実施していただいておりますが、歩道となっている暗渠約600メートルは今年度土砂等堆積状況の調査を行う予定です。

なお、当該地区につきましては、板井地区のまちづくり事業で、平成23年度まで国からの補助金をいただき、古川の整備、県道へ接続する町道の拡幅、公園整備等を実施いたしました。古川の歩道化につきましても同事業の中で実施し、その整備計画は当時の区長や議員等を委員とする地区協議会の中で決定した経緯がございます。質問箇所につきましては、当時の整備計画に入っておらず、整備されていない状況であり、今の町の財政状況等を考えますと、歩道化を実施するのは難しいと考えております。今後の情勢に応じて対応していきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 自席から2回目の質問をさせていただきます。

初めに、水辺の森の管理なのですが、この水辺の森は結構、町外の方へのアピールするポイントの場所になっているのかと思います。そうしますと、町外アピールのポイントの場所が、玉村町は常日ごろどのように整備しているのかというのが如実にわかる場所でもあろうかと思っております。先ほど、水辺の森のショウビン沼のところにアシがいっぱい生えているわけですが、その状況が自然保護との関係からずっと放置されている部分というのがあります。6年前にしゅんせつの工事をしていただきましたが、そのときとほぼ似たような状況に今現在なっております。確かに整備してから15年たって工事はしましたが、もう既にそれと似たような状況になっていて、先ほどの町長のお答えですと、また15年、それから15年ということで、あと9年後ということで、9年後までほっておいたら、水辺の森の水辺というのはどうなるのかなと。また、町外の方が、今月ですか、東京のほうからも来られるというふうなことを聞いておりますが、その方々が見て、また5年後に来られたときに、ええっと思われるのではないかと思います。いわゆる町のアピールポイントである水辺の森をどう管理していくかというのは、ただその管理の話だけではなくて、町の観光なり、町のイメージアップに非常に必要なのだと思います。ただ過去の年数で考えるのではなくて、現状をどう捉えて、現状から町のためにはどうするのかというのが必要だと思いますが、その辺についてちょっと担当課のほうから、まずアピールの関係ですから、企画課の課長さんにちょっとお話を聞かせてください。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

[企画課長 中野利宏君発言]

◇企画課長（中野利宏君） 先ほど議員のお話の中にございましたように、6月2日の土曜日に東京圏のほうからお客様を招待いたしました。招待といたしますか、ツアーでお越しいただいたわけでございます。31名の方々がまず玉村の地におり立った、そこが一番最初の水辺の森の公園でございます。おかげさまをもちまして、団体の方々が管理をしてくださいます、大変いい印象を持って公園を後にされております。私たちも、ガイドの方、水辺の森を愛する会の方々と一緒に、お客様と一緒に歩きまして、いろいろな説明を一緒に教えていただきながら時間を過ごしました。大変いい時間を過ごすことができたと思います。

アシにつきましては、その団体の方々が、5月と、それから6月1日、そして当日も朝出てきていただいてアシを伐採したり、全部ではないのですけれども、一部を伐採したり、周辺の草を刈っていただいたり、あとはごみなども拾っていただいてきれいにしていただきました。そういったおかげもありまして、非常にいい気持ちで帰っていただいたものと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

[12番 石内國雄君発言]

◇12番（石内國雄君） アシの伐採を一部されておりました。私がおの後に見たときには、余りバランスよくなかったなというのがありまして、また急遽、そのところのアシの伐採なりをされたと思うのです。いろんなところから町のほうへは、底のものをさらうことだとか、そういうものについては町のほうには要望は来ていると思いますが、その辺の要望はどんな感じになっておるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋 茂君発言]

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

水辺の森公園については、都市建設課のほうで管理をしています。主なものは、庭木と維持管理ということで、橋のすぐ西のところの芝生広場のところがメインだと思います。そちらと、あとは全体的な清掃活動、それから草刈りの委託として、一部、水辺の森を愛する会の方に委託業務として行っています。先ほどのしゅんせつの話で、できてから15年後に行ったから、この先15年後ということではなくて、やはり状況を見ながら、何年後になるかわかりませんが、状況次第でしゅんせつについては検討はしたいと思っております。

水辺の森を愛する会のほうからの要望としては、そういった、上流から水が流れてきて、ペットボトルや缶がアシにひっかかってしまうので、アシをある程度切っていきたいと、清掃活動をやってもらっていますので、その要望と、あとは先ほどのしゅんせつをして、きれいな修景地になるようなイメージがあるようです。ですけれども、先ほどの町長答弁にあったように、自然公園ということで、保全するというのが趣旨にありますので、その辺の、すごく見目がきれいな公園と自然だということで、ちょっと調和が、人によって見方がちょっと変わっている点もあるかと思っております。要望と

しましては、水辺の森を愛する会からの要望、しゅんせつ、アシの伐採というふうなものは来ております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 水辺の森のところは6年前にも質問した形ではあったのですが、大事な玉村町のポイントの場所だなというふうに思っております。そのところを玉村町は、考え方として、おくれおくれではなくて、早目早目に手を打っていかないと、いろんな玉村町の財産というのが劣化してしまう、ひいては玉村町のイメージがダウンしてしまうのではないかと、そういうふうな思いの中から、今回この質問を取り上げさせてもらったのですが。

しゅんせつの話でいきますと、たしか6年前にしゅんせつ工事をしたときにかなり多額なお金がかかったと思いますが、どのぐらいかかったのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

しゅんせつで土砂を掘削して、また土の処分費ということで、掘削した土を乾かしてから翌年度に処分したらしいのです。ですけれども、トータル800万円ほどかかっております。805万円ほどかかっております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 800万円ですから、10年にすれば80万円という話ですし、ここ6年でという話になれば百二、三十万円という話になります。それを、玉村町の財政がいろいろ大変な中で、そういう時期にそのぐらいのお金をすぐ、すとお金を出すというのがなかなか難しいのだと思うのです。

そこで、再質問の中で入れてあるのが、6年前には800万円、お金をかけてしゅんせつ工事をしているわけですが、これを年ごとに管理するやり方をすれば、こんなにはお金がかからずに、いろんな団体の方、または地元の方に協力をして、協働まちづくりという意味合いからも、協働をしていけばいろんな形で経費が節減できるし、また美観も、それから自然公園としてのバランスもとったところで維持ができるのではないかと。自然公園という言葉から、アシは生え放題でいいと考えておりますでしょうか。それとも、アシの生え方はこの程度というものがあるのであれば教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

アシの生え方ですが、個人的な主観があるかもしれませんが、ただ、自然公園ということで見

ると、適度にアシがあってもいいと思います。ただし、それがすごく伸びてしまって、水も見えなくなるような、それだと生え過ぎというところもありますので、そこはやはり、人が水辺まで行って、少しは水も見えるような、そういった程度のバランスというか、イメージの問題なのかなと思いますので、ひどくなるようであればそういった対応もすることも考えられると思います。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 今課長のほうからお話がありました、適度、それがある程度水が見える状態。今現在、見てみますと、アシは切つてあるのですが、5センチか10センチぐらいのアシの切つたのが残っているような形になっていて、水辺の森の特徴として、欄干みたいな形で出て、水辺のところ、近くに寄れるような場所があえて設置してあるのですが、そのところがアシが生えてあって、この間東京の方が来たときには、アシがそのうちの3分の1ぐらいが伐採はしてあるのですが、伐採したところがしっかり見えて、水なんか全然来ていないです。その欄干に行ってみますと、水辺は先のほうにあって、右側、東側のほうを見るとアシが見えていて、ほとんど見えないような状態です。水辺の森のショウビン沼という形のイメージとはかけ離れております。

私たち、子供のころ、ショウビン沼というどういう状態だったかという、アシはありませんでした。飛び込んで水遊びができる、釣りができる、そういう沼でございました。水の流れ方が変わっていますから、そうとは言えませんが、それがまた水辺の、水のきらめきだとか水の様相とかが見える場所、それが水辺の森というふうに言えるのかと思いますが、何か、水辺風ぐらいな森というような感じに今受けとめてしまいます。やっぱり、町のイメージ戦略からいくと非常にマイナスではないかなと思います。なるべく早く、それについては適度なアシの生え方の管理をする必要があると思いますが、町長、今までのお話でいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ショウビン沼の昔を知らない者は、なかなか、どれがいいというのを、言うのは難しいだろうと思いますが。いろんな水の問題も、石内議員さんが、水質調査、それから、確かに、水遊びをしたり、魚釣りをしたり、ザリガニをとったりと、自然を残して、そういうような子供たちが楽しむ沼というのがあれば非常にいいなと思いますけれども、現在そういうような、農業用水ということでございますので、あそこの沼をどういうふうにするかというのがある程度制限されているのではないかなというふうに思っております。そういうような面から、町のショウビン沼に対する期待と、それから実際の制限とをどういうふうにも今調整していくかというのは、今後やはり検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 私の子供のころの話をそのままショウビン沼に、復活するなんていうことは私は全然思っていないのです。そういう場所でもありましたよという形です。水辺というと、イメージ的にはそういうものが来るかな、アシが茂って、生い茂り過ぎて水が見えない場所は水辺とは言わない、水辺と言うのかな、どうなのかなとは思いますが、何かイメージとはかけ離れているのかなと思います。

先ほど、この質問の最後の中に水質の管理はどうなっているかという中で、先ほどは町長のほうの答弁の中で、今は農業用水が入っているという状況なので、特に問題はないので、調査等に行っていないという話ですが、危険だから調査をしないとかしいとかという話ではなくて、ここは自然が感じられる水辺の森ですよ、ここの流れている水はこういう水が利用されていますよ、だからここのお水は危険ではありませんよ、ただ、水の量だとか、そういうものからいくと、私が子供のころ、言ったような、飛び込んで遊ぶような水、そこまでの水深はもうないですから、にしても、ここの水というのは飲む水ではないよということとか、また手に触れたとしても危険ではないよとか、そういうような表示とか、そういうものは必要かなと思っているのです。水質を改善して、どんどん、どんどん浄化したらいいのではないかということは私は言っているわけではなくて、水質の管理はどうなっているかという思いの中では、そういう表示を例えば水辺の森にしたらどうかとか、ここはそういう、田んぼに使った水がここへ来ているのですよ、だからそういう、変な水は流れていませんよというようなものを、逆にアピールポイントになるのではないかという中で、水質の管理とか、または表示とかをしたらどうかという形で、質問の趣旨は、そういう内容で質問をしたのですが、お答えはそういう趣旨ではないようなお答えがあったと思うのですが。水の水質は、常にやっぱり、玉村町の水というのは安全だというのをいろんなところで、もし水があれば安全だということをアピールすべきではないかと、そのアピールの仕方はいろいろあると思いますが、調査は行っていないのだという、必要がないから調査を行っていないというのはちっとも安全とか安心とかをアピールしていないと思いますが、その辺についてはどなたがお答えできるのでしょうか。その辺の見解をお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

水質検査については、町内の排水路ということで、環境安全課のほうで定期的実施していると思います。その中で、過去にエコアクションというのを玉村町がやっていたときに、委員さんからの指摘で、玉村町に入ってくる水の状態と出ていくときの状態、その上流と下流を調べたらどうだというのが指摘を受けまして、そこから何年間かは、上流と、あとここも検査した経緯があります。そのとき、何年間か検査しましたが、ほかと水質は、全く異常なかったですので、今回は調査していませんけれども、また必要に応じてそういった箇所が、調査する箇所をふやしたりとか、そういったことはあると思います。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 調査した結果、問題がないという形での住民へのアピール、広報とか地域の方へのアピール、またはその場所のあるところへの表示等はどうなっていますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） その場所に看板等があって、噴水とかと違って、子供とかが水に入って遊ぶ場所ではないので、当然、きれいではないわけです。噴水とかでしたら、上水、下水、中水ということで、中間的な水、雨水なんかもそうなのですけれども、飲んでも害はないですけれども、飲み水ではない、植木に水をくれたりするには適しているような、そういった中水というものもあるわけなのですが、ここは一応排水ですので、排水となると、手に触れたり、そういったことも余りよくはないわけですので、そういったところの注意看板みたいなのも、もしかしたら、言葉を、いい看板というのですか、文章が書ければいいなと思いますが、すぐに設置の予定とかというのは今はちょっと考えていないのですけれども。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 今のところは、急な話ですから、考えるということはないと思うのですが。

この水辺の森は、6月2日に東京の方が来てくれたように、日ごろ、やっぱりいろんな人が来て、見て、楽しんでくれるところだと思います。そのところに、やっぱりそういう、検査したことがあったりとか、そういうような表示で、安全なのですよというもの、ただし、飲んだりなんか、飲んで飲めないことはないけれどもというような、そういうものが結局、この水辺の森をちゃんと管理していますよという表示は、せつかく水辺の森公園という形の名前をつけて、玉村町が管理して、多くの方が来ていただいているのですから、そういう表示をすとかというのが必要ではないかなと思います。ぜひ検討していただいて、やっていただければありがたいなと思います。

それから、しゅんせつのほうの話は、いずれにしても、6年前には800万円かかって、これから時期は、なるべく早くとは思いますが、事業をやるときにはやっぱり同じようなお金がかかってくるかと思えます。それを今回、愛する会の方がアシを、急遽ですけれども、アシについて今まで手を入れていなかったけれども、東京の方が来られるということで急遽対応して、アシも切っていただきました。そういうようなことが、対応したということは、年々、毎年毎年、ある程度の対応をしたり、区の中での清掃活動の中で堀さらいとかというのがありまして、土砂とか、そういうのもやっておりますから、そういうものを利用して、水辺の森の土砂についても定期的に、少量ずつでもいいからそういうものをしていけば、維持管理が安くて、なおかつもっといい環境になるかと思えますが、そ

れについてぜひ今後検討していただきたいと思いますが、町長、いかがでございましょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 先ほどもお答えしましたように、今後検討していきたいと思いますが、先日、私も水辺の森に行って、いろいろ地元の話の話を聞きまして、一番問題なのは、冬期、冬場に水がなくなって干上がってしまうと、これがやはり非常に問題だというようなお話を伺いました。その原因はどこにあるのか、私もちょっとすぐにはわかりませんが、公園という形で、特にショウビン沼というのがあるわけで、そこに生物や草がある、アシがあるということでございますので、そのような全般的な事柄もこの際検討させていただきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ぜひ検討していただいて、玉村町の大事な財産でありますので、また対外的にもアピールできる場所でもあると思いますので、お金のこと等いろいろあろうかと思いますが、しっかりと日ごろの管理とか表示だとか、そういうものをしていただければと思います。冬場になると確かに水が干上がってしまいますので、逆に言うと土を上げるチャンスでもあろうかなと思いますので、いろいろその辺のところもご検討いただければと思います。

では、続いて、2番目の質問に行かせていただきます。今年度から新しく予算もついて出てきました学校内の放課後児童クラブの件なのですが、先ほどご回答していただいた中で聞きますと、事業者の方からのお話と町のほうとの対応とのちょっとずれがあったのかと思うのですが、玉村町の周辺に前橋市とかがありますが、前橋市だとか、そういうようなところは現実に放課後児童クラブが学校内にも幾つも出て、事業としてやっていると思いますが、そういう場所は、先ほどの中では、玉村小学校からでは上下1、2階で、専用ではなくて共有の場所が提起されたというふうな形ですが、ほかの、例えば前橋市だとか、そういうところは、そういうような場所はありますでしょうか。その辺のところは状況はどうなっておりますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 県内全ては把握しておりませんが、前橋市に確認しましたところ、前橋市ではないということがございます。ただし、国のほうで、文科省と厚労省のほうで放課後子ども総合プランの推進についてということで平成26年に通知が出ております。この中においては、学校教育で使っていない時間、例えば土曜日であるとか放課後、日曜日も含めましてですけれども、学校教育で使っていない時間帯において、放課後児童クラブ、放課後子ども教室について、その使っていない時間帯を利用して学校内に持ってくるようにということを国のほうでは推進しております。今後新たにつくるところについては、80%以上、学校内に持ってくるように努力してほし

いと通知が出ているところがございます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 当然、学校の施設内でのことですから、学校の管理体制の中との、新しい事業者であれば事業者との、管理体制がいろいろあると思うのですが、教育長にちょっとご質問させていただきますが、学校内に放課後児童クラブとかが入ってきたときに、前橋市では完全に別になっているということですが、例えば玉村小学校の中で話があった、一部共有する教室がある、時間は分かれるかもしれませんが、いわゆる管理上、管理運営上、いろいろな問題が出てくるかもしれないというのが出てくると思うのですが、学校側とすればその辺のところはどういうニュアンスなのでしょう。だから、例えば前橋市みたいに、玉村町の状況ではないような、完全な、2部屋が用意できるのであれば、そのほうが管理はできるかと思うのですが、玉村小学校のところに、1、2階で、一部教室でも使っているというような中で児童クラブの設置が、例えばいろんな関係の方ができたときに、それに対して、運営管理ですか、運営管理の問題点というのはどのような感じでおられますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 学校のいわゆる空き教室ということで、学校で全く使用しない部屋であるならば、それを児童クラブの専用スペースとして使えるのが一番いいと思います。ただ、現状の玉村小学校においては、提供しようとしている2つの教室は少人数指導で使用するということで、完全な空き教室ではないわけです。ですので、クラブのほうに提供するにしても、学校教育に影響のない範囲でということをやっておりますので、共有スペースとして使っていくと。運営管理上も、施設する部分も出てくるだろうというふうに思うのですけれども、昼間、学校の児童が使うときは通常の学校の教室ということで使っていく、そして放課後になってクラブとして使用する場合には、クラブの職員の方々の管理のもとにやっていくことになろうかと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） まず、今回、いろんな形で、学校内に放課後児童クラブを設置して、これから運用していこうと、またそれについては拡大していこうという町の考え方とかやっていき方については特に問題もないし、どんどんやってほしいなと思います。

ただ、学校の、今、少子化でクラスがどんどん、どんどん減ってきて、従来と比べれば教室を使わなくなってきたのだらうと思います。その中で、例えば学校側にちょっと確認というか、あれなのですが、いろんな使い方をしていると思うのです。例えば空き教室が、要するに、今までクラスで使っていない教室が例えば10教室あったとして、その10教室を、一、二時間ずつとかというので、て

んでんに使用していますよというやり方をすれば、今の話の独立した空き教室なんて出てきっこないのだと思うのですが、その辺の空き教室の学校側の利用の仕方によっては、幾らでもという言い方はないですが、ある程度、1つ、2つ、1、2階に分けるとか共有とかというところではない教室というのは生み出せると思いますが、学校としてはそういうものというのは余り検討もしないし、できればこの辺のところならばねというような感覚なのでしょうか。それとも、教育委員会としては、今後、子育てするなら玉村町という中で、子育ての中でも放課後児童クラブとか、そういうものについても非常に大事な点だと思うのですが、その辺のところを学校側からも全面協力というような形の中で、できる得る限りという中で空き教室、余裕教室の検討というのは今までされてきましたか。それとも、今後する予定はありますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 今、現状でもそうですけれども、できるだけ放課後の子供たちのスペースを確保していくということでやっているつもりです。そのため、玉村小学校では、共有なのだけでも、クラブのために放課後は提供しますよというふうに考えています。

そして、今後、少子化の影響で各学校の児童数は確実に減ってまいります。文化センター前の住宅ができて、中央小学校あたりがどうなるかわかりませんが、少なくとも平成36年度くらいまでは確実に年々減ってまいります。当然、児童数が減ってくればあいてくる、クラス数が減ってきますので、純粋にあいてくる教室も出てくると思いますので、そういうところに関しては、教育委員会としても、また学校としても、放課後の子供たちのことを考えてクラブに提供する、そして専用スペースとして使っていただくということも当然考えていかなければならないと思っています。当然、町の施設ですので、町の子供たちのために使うわけですから、そんなふうを考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ありがとうございます。

そのような考えで、今の空き教室から、これから変貌していく中で対応していただきたいと思うのですが、まずは今現在の、町のほうで放課後児童クラブを学校内に設置しようという形で動き出した段階ですので、その中でまず学校の空き教室の確保を積極的に取り組んでいただければいいのではないかなと思います。一番最初が肝心で、その後、いろんな意味では、運営がどんどん、どんどんスムーズに進むのだと思うのですが、先ほどの教育長からの状況の答弁を聞きましたらば、たまたま玉村小学校が協力していただいて、たまたまではないですよ、一生懸命検討して協力していただいて、しましたが、独立した教室ではなくて、共用部分がありますよ、1、2階に分かれていますよ、何か非常に使い勝手が悪いものを提示されてしまったなというので、町の行政のほうも、子ども育成課のほうも大変な思いをしているのではないのかなと思います。その辺のところは、町のほうから、当然、

町の中でございますが、協力してやっていく中では、今現在の空き教室とか余裕教室の利用状況の点検もする必要があるのかなと思います。これについては、学校側のほうとしてしっかり検討していただいて、こんなふうによりしっかり放課後児童クラブを使える場所が捻出できましたよというのがもしあれば、連携をしていただいてスムーズにやっていきたいと思います。いずれにしても、事業者の方、民間の方が入るなり、どういう方がやるにしても、学校と放課後児童クラブの事業体とは別の組織ですから、それのお互いの管理がしっかりできるように進めていただければと思います。また、子ども育成課のほうに対しては、しっかりと検討していただいて、事業者の方の意見も周辺のこと、また学校側ともいろいろ検討していただいて、一日も早く、放課後児童クラブ、学校内でのいい案件を、実績を積んでいただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。用排水路の管理を問うという形でさせていただきました。水路については、用水路とか排水路とか、それから生活用水とか、昔はあったかと思えます。今、生活用水として使っているところはほとんどないですが、生活用水に使っていた町なかの用水路、用排水路もあろうかと思えます。それで、清掃、管理に関しては、地元の役割、地元の方をお願いして、年に1回とかしていただいているという話でした。

先ほどの古川の話もありまして、事業とするとまちづくり事業の中では、いろいろ検討していただいたときに、とりあえず、古川に関しては、東側についてはまちづくり事業の中で暗渠にして歩道がつけられたと、それは国からの補助金とか、そういうのがありましたと、あとは、お金がなくなったので、今後西側については計画はないというようなお話です。お金があればやりますよということにもとれますし、金がないから、いつまでたってもできないというようなことにもとれます。

実は、この古川というところが、幅が3メートル弱ですか、ちょうどこの机と机の間ぐらい、机ぐらいですか、高さが2メートルぐらい、2メートルはないか、でも2メートル近くある、広くて深いところなのです。そこの住民の方がお話ししていたのは、清掃が大変なのだよと、もう俺たちはできないから、もう勘弁してくれよというお話があって、それは都市建設課のほうにもいつているかと思えます。その理由は高齢化だったのです。俺たち、若いころはどんどんやれたのだけれども、とてもではないけれども、これだけ、ちょっと年をとってくると、深いところまで入って清掃をして、また戻ってくるというのは非常に危険で、体がきかないよねと、こういう話でした。そうすると、それを、例えばそういうような住民のお話を解決するにはどういう方法があるかという、まずお金があれば、ほかのところと同じようにふたをして、歩道にすれば住民の方の生活には非常に便利になるし、清掃もほとんどしないで済む、こんないいことはないよねという話があります。なかなかそれは難しいという話ですけれども。あとは、年1回の清掃だとか、そういうのも、たしか地元の住民の方から、俺たちはもうできないよというような話もあったと思うのです。ただ、いわゆる水路の管理だとか、町のほうでのそういうような場所を管理したりなんかするときには、やはりそういうものには清掃とか、そういうものは欠かせないと思いますが、その辺の地元の方との対応は今現在どうなっておりますで

しょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

古川につきましても、昨年、地元のほうから、深くて非常に危険な水路で、幅もあるし、しかも暗渠で、歩道化しましたので、ふたがかかって暗渠になってしまいました。非常に地区の人で清掃するのはちょっと困難だよということで、町のほうでということで要望書のほうも提出をいただいています。その回答としましては、古川を全て町で管理するというのではなくて、ほかの水路もそうなのですけれども、危険のないように、地元でできることはできるだけやっておきたいということで、古川についても全てということではなくて、路肩などもありますので、あとは監視してもらう意味もありますので、そういったところで、100%町ということではないように考えていただきたいということはお話ししました。今回、今年度、もうふたをかけて10年ほどたちますので、中にどういうものが入っているか、流れ切っていないものがあるのかわかりませんので、一度業務委託にて点検をさせていただいて、もし何かあれば、それは町のほうで処分するというふうな話で進めています。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 全て管理、清掃等を町でやるとなると、多額なお金がかかってしまうので、それも難しいなと思うのです。やはり、地元の住民の方が日々そこを見たり、通ったりしていますので、いわゆる管理するというか、性格的に管理してどうのこうのというのではなくて、管理責任者ということではないと思うのですが、状況は常に把握できるのだらうと思います。その中で、例えば大きな木がおっこちでつかえていたよとか、こういう状態があれだよとか、泥がうんとたまっているよとかというのが見た目で見れば、それを町の担当のほうに連絡することで、町のほうは対応ができるのだと、そういうので対応していきたいというようなふうにお話を今されたように聞こえたのですが、町のほうにどのように、例えば監視したりとか、どのようなときに連絡を下さいとか、その辺の具体的なお話は地元のほうにはどのように伝わっておりますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

直接、私が区長さんとお話ししたわけではないのですけれども、古川についても、上流から、台風の時など、大雨のときにはすごくふえるというのを聞いています。そういったところで、流木とか粗大ごみみたいなものが流れてくれば、当然、それは通報というか、お話をいただければ町のほうで

対応するということになります。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 結局、そういう対応を小まめにさせていただくことなのだろうと思います。

今回の質問では古川を取り上げさせていただいたのですが、いわゆる古川と同じぐらいの大きさの河川もすぐそこに通っておりますし、また北側のところにも同じようにあります。幾つかそういう大きな水路があるので、同じような問題が、声も上がっているのかもしれませんが、黙っているのかもしれませんが、いろんな形で、河川というか、用水路の管理については町のほうでしっかりやっていたらいいかと思うのです。そのときに、住民の方の目をしっかりと利用させていただいて、費用がかからないように早目早目に管理をしていくのが必要かと思えます。ぜひ住民の方への丁寧な説明と協力をしてもらって、こういう用排水路の管理をしていただいて、予算ができてくれば、なるべくふたができるところはふたをして、歩道化していくとかいう形でしていただければなと思います。

それで、ちょっと全然違う、時間もあれなのですけども、先ほど用水路、排水路、生活道路という言い方をしましたけれども、よく、排水路はふたはできるのだけれども、用水路はふたができないのだよねというふうに話を聞くのですが、用水路がふたができないというのは、何か法律的にできないのだよという縛りがあるのでしょうか。その辺、ちょっとお聞かせください。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 用水路につきましてふたができませんというのは、法律的にどうこうというのはございません。やはり、上流から水が流れてまいります。たまにはそれにあわせて草とかも流れてきて、そういったものが詰まったとき、そういったものを簡単に水路から出せるようにということで、ふたをしないようにということでこちらからはお願いしているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） やっぱり、利用していく中で必要性があるので、なるべくふたはしないでいこうというところで、やっぱり、ポイント、ポイントはあるのだろうと思います。

なぜこんなことをあえて確認したかという、よくいろんな要望だとか、そういうふうなのをしたときに、そこは用水路ですか、排水路ですか、何々ですかと聞いて、用水路はふたができないのですよねと答えておられる、またそういうふうにご答える方がいっぱい、町の関係者もおりますし、いろんな方もおられます。その辺のところは認識が違うのだということをも確認させていただいて、それで必要なところは、できるものはできるし、いろんな管理上、できないところはできないのだという丁寧なお答えを今後町の行政としてはしていただければありがたいなと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。



○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、あす6日、水曜日は、午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時36分散会